

令和5年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第3回東彼杵町議会定例会は、令和5年9月7日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	山下 美華 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 42 分）

○議長（浪瀬真吾君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 3 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、議員派遣結果報告書が大安議員、構議員及び児玉議員から新議員研修報告書、口木議員から県下議員研修報告書、大安議員から委員長研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。構総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会調査報告書。

本委員会において、閉会中の所管事務調査インボイス制度について調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

インボイス制度について

2 調査年月日

令和 5 年 8 月 21 日

3 場所

- (1) 長崎県央農業協同組合 東そのぎ支店
- (2) 東彼杵町役場議員控室（株式会社 彼杵の荘）

4 調査内容及びその結果

(1) 長崎県央農業協同組合東そのぎ支店に出向き、インボイス制度について聞き取り調査を行いました。

東そのぎ支店長木場氏、北部営農センター販売課長小田氏より概要説明がありました。

JA の共同販売（米、イチゴ、みかん、アスパラ等）で数量が確定できない農産物については「農協特例」により、JA がインボイスに代わる書類を発行でき、農協特例が適用できない委託販売（牛、お茶等）については、媒介者交付特例により対応される。但し、お茶に関しては、静岡県、鹿児島県が農協特例を取得されているので、長崎県、佐賀県で協議し農協特例を取得できるように要望をしていきたいとのことである。

組合員さんには、令和 4 年 6 月の総会をはじめ、各部会の会議で周知を図っておられ、組合員さんは前向きに検討されているが、但し、高齢者は難色をしめされているそうです。

(2) 株式会社彼杵の荘からインボイス制度について聞き取り調査を行いました。

株式会社彼杵の荘、岡崎社長、松山部長より概要説明がありました。

令和4年4月に課税事業者30名に対しインボイス制度のアンケート調査を実施され、令和5年7月24日に免税事業者80名にインボイス制度の説明を実施し、異論はでなかったそうです。株式会社彼杵の荘は、消費税については、売り上げの15%を委託料から預かり、その中から納めているそうです。インボイス制度施行に際し、法令の経過措置として3年ごと計6年間、免税事業者との取引に対し消費税の一部が控除可能なため販売手数料の調整を実施され、販売手数料 令和5年9月30日まで15%、令和5年10月1日～令和8年9月30日まで16.5%、令和8年10月1日～令和11年9月30日まで18.5%、令和11年10月1日～22.0%にされる予定です。また、インボイス制度の10月1日施行に対し、システム変更のソフトを導入しているとのことでした。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。児玉産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

令和5年7月11日

2 調査事件

東彼杵郡町村会肉牛共励会視察による価格等の動向調査

3 場所

佐世保食肉センター株式会社（佐世保市）

4 調査結果

第30回東彼杵郡町村会肉牛共励会が、佐世保市干尽町の佐世保食肉センターで開催され、産業建設文教常任委員会として枝肉価格等の動向調査を行った。

東彼杵郡内から丹精込めて飼育された肥育牛が東彼杵町から13頭、川棚町から16頭、波佐見町から11頭の合計40頭が出品されていた。

第30回成績表

項 目	単位	東彼杵郡平均	東彼杵町
導 入 体 重	kg	280.3	269.8
肥 育 日 数	日	627.0	637.0
出 荷 体 重	kg	793.0	818.1
枝 肉 重 量	kg	523.7	535.8
B M S	—	10.2	10.5

枝 肉 単 価	円	2,504	2,473
1 頭 当 り 枝 肉 価 格	円	1,315,203	1,324,177

また、褒章においては惜しくも団体賞や各賞を逃したが、5 等級率郡平均 90%に対し、東彼杵町は 100%であり、町全体の質の高さを示す結果であった。

現在の肥育経営は、不安定な世界情勢の影響を受け、飼料価格及び燃料費の高騰が続き、生産者を取り巻く状況は厳しい状態である。これまで以上に長崎和牛の銘柄確立を図り、販路拡大や生産者の安定経営継続のため、行政、JA、生産者が一体となった取り組みを行っていくことが望まれる。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和 5 年第 3 回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り誠にありがとうございます。

今議会おきまして、条例の一部改正 1 件、補正予算 4 件、歳入歳出決算認定 9 件、工事請負契約 1 件、選任 1 件、報告 2 件をお願いいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

先般の台風 6 号の接近につきまして 8 月 8 日 17 時に警戒本部を設置し、高齢者等避難を発令し、その後、8 月 9 日 19 時に避難指示を発令いたしました。

8 月 10 日の午前 3 時から 4 時にかけては、時間雨量が 39 mm で、日雨量が 87 mm となっています。今回は、風よりも雨の方が心配でありまして、たまたま本町は線状降水帯から外れましたが、佐賀県境の嬉野市、鹿島市は大雨警報も発令されています。7 月の九州北部豪雨の時も佐賀県内で 3 人の方が亡くなられています。

本町でも特に彼杵地区が山裾に人家が多く、特に警戒すべきところですので、今後も避難の発令等におきましては、緊張感をもって臨まなければなりません。

次に、全国中学生男子ソフトボール大会で、川棚ソフトボールクラブに所属されている長下稀介さんと明時寛さんがする優勝報告にみえられました。小さな町ですが日本一になる逸材が東彼杵町にいらっしゃることを誇りに思います。

それでは、配布をしております資料の中から主なものをご説明いたします。

6 月 28 日、株式会社グリップセカンドの金子社長が来庁されました。この方は、東京の大衆食堂フクロウの元オーナーで、現在、飲食店を数店舗営業されており、今後、そのぎ茶を使用したスイーツなどを開発していくということで報告がございました。

7 月 18 日、口木田郷にあります福祉組合のし尿処理施設である環境センターの継続使用についての事前説明を浪瀬議長、口木副議長に行われました。地元との覚書並びに協定書におきまして環境センターの使用期間は 30 年となっており、令和 5 年 9 月 5 日、13 年 3 月の使用期間終了後は地元の了解を得なければならないとなっております。その期限まで約 8 年ありますが、前もって各町の正副議長にご説明をされ、福祉組合議会の全員協議会に諮りたいという意向でございました。

8月30日、東彼杵道路の早期完成に向けて佐世保市長、大村市長、川棚町長とともに、長崎県と県議会に要望活動を行い、災害や事故による渋滞などで国道205号沿線の住民の方は日常生活に非常に困窮されていることを訴えております。今後、環境影響評価に着手されますので、引き続き九州地方整備局、国土交通省への陳情を粘り強く重ねなければなりません。

9月3日、生活支援体制整備事業フォーラムが総合会館ホールで行われ、高齢化が進む本町においても、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い生きがいを持って暮らすことができる町にするために集いを行いました。講演は金メダリストの内村航平さんのお母さんである内村周子様が行われました。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番議員、尾上庄次郎君、6番議員、大石俊郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの13日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの13日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解にお願いします。

順番に発言を許します。はじめに6番議員、大石俊郎君の発言を許します。6番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

おはようございます。

まず、一般質問通告書を読み上げる前に申し述べたいことがございます。これは一般質問通告書に関わることでございますのでお聞きください。

昨今の世の中は、時代の変化は激しく、国際情勢を初めとして日本の防衛の在り方、地球温暖化問題などいろいろな問題点が生起しております。

全国の消防団の在り方についても例外ではなく、全国の消防団において、いろいろな問題点が指摘をされています。反面、消防団の必要性は地球温暖化に伴い、激甚な災害が毎年世界各地で発生をしており、その役割は一段と高まってきております。

しかしながら、少子高齢化等の要因で、消防団員のなり手不足という問題点にも直面をしております。消防団として変えてはならないもの、変える方向で検討しなければならないものがあると思います。

消防庁は、消防団員の処遇改善等について論議を行っており、その議論のもと各自治体に対して通知を発出しております。

今こそ、町当局、議会、消防団、消友会、消防後援会、そして町民皆様がこの問題に目をそらすことなく、正面から真剣に議論すべきときに来ていると思っております。

今回はそのような観点から質問をしてみたいです。

では、通告書を読み上げます。

大きな1点目、消防庁長官からの通知である消防団員の報酬等の基準の策定等についてでございます。

現在、消防団運営の在り方について、マスコミ報道や消防庁において、問題提起をされ検討されております。特に、約80%に上る自治体は、消防庁長官の通知を受け、消防団員報酬を個人口座への直接支給方式に改めています。

また、新聞記事によれば、分団に間接支給された報酬が一団員の私的流用や一部団員による旅行や慰労会に使用されるなど、本来のあるべき姿から逸脱した運営が行われているなどの報道が数多く見られます。

これらの報道や、消防団員からの直接的な訴えなどを受け、令和元年度から再三再四、地方自治体に対し、消防庁長官等の通知が発出されています。

令和3年4月13日の通知によりますと、報酬等については、団員個人への直接支給の徹底等、各自治体が今後取り組むべき事項や留意事項が記述されています。

(1) 町長は、この通知は、あくまでも消防庁長官からの助言であり、消防団員の意見を尊重したいとして、令和4年11月、各分団に対し団員報酬の支払い方式についてのアンケート調査を実施されました。

そのアンケート調査結果によると、今までどおり分団に支給するという間接支給が7個分団、消防庁長官の通知に基づき団員の口座に直接支給に改めるとというのが1個分団でした。

このアンケート調査の方法は、町が作成したアンケート調査用紙に基づいて実施をされたのでしょうか。結論のみお答えください。

(2) 令和 2 年 4 月 1 日時点における全国の消防団員報酬の直接支給率は 41.9%でした。令和 4 年 4 月 1 日時点の直接支給率は 74.1%に向上しました。

現在、団員の個人口座に直接支給するという方法に大幅に改善されています。このことに対する町長の見解をお聞かせください。

大きな 2 番目、東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（令和 5 年 6 月 12 日）について。

本条例改正案は、6 月定例会において可決成立しました。しかしながら、一部の町民の方から本条例の改正条文（第 5 条及び第 6 条）と本条例に定めてある他の条文との整合性が取れていないという意見が複数寄せられております。私も同じ見解であり、整合性が取れていないと思われるところは 2 か所あります。

(1) 第 4 条（任用）の（1）項に消防団員の任用は当該消防団の管轄区域内に居住し、または勤務する者と定められています。

これに対し改正条文は、町外に転出され、町内に勤務されていない方にも消防団員になれるという点で、この第 4 条と矛盾しているという見解です。この見解に対する町長のお考えをお聞かせください。

(2) また、第 9 条には、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定する所に従い、直ちに出勤し職務に従事しなければならないと定められています。

これに基づき有事の際、例えば福岡市に転出された方が消防団員として直ちに出勤し、職務に従事する事ができると町長はお考えでしょうか。

今回の第 5 条及び第 6 条の条例改正、第 9 条との整合性はあるとお考えでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

大きな 3 番目、消防団員の処遇改善について

消防庁は、全国の消防団員数は平成 30 年度から 2 年連続で 1 万人以上減少しています。他方で近年、災害が多発化・激甚化しており、消防団員一人一人の役割も大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇の在り方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討するという指針を示しています。

そこで、消防庁においては、有識者 10 名による消防団員の処遇等に関する検討会が、計 7 回にわたって行われました。その最終報告書（全 17 ページ）が令和 3 年 8 月に出されております。

その報告書の内容も踏まえ、町長の見解をお伺いしていきます。

(1) 広報活動においては、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような改善が必要だと思っています。

この観点から、現在、町が行っている広報活動状況について説明をしていただけますか。

(2) 消防団全体の技術の向上を図るため、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されています。一方で、操法大会を前提とした訓練が消防団員やご家族の大きな負担（金銭面でも）となり、幅広い住民の消防団員参加の阻害要因になっているという指摘もあります。町長の見解をお聞かせください。

(3) 東彼杵町の団長・副団長の報酬は、川棚町や波佐見町の約2倍となっています。町長の昨年9月定例会における答弁では、東彼杵町の面積が広く、活動範囲が広いことを理由に挙げられていました。基本団員の方の報酬は川棚町や波佐見町と同額です。

町長の答弁からすれば、基本団員の方々の報酬も、川棚町や波佐見町の約2倍に引き上げるのが妥当かと思います。町長の見解をお聞かせください。登壇での質問は以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えをいたします。

まず1番目の消防庁長官通知に関する質問にお答えをいたします。

1点目のアンケートにつきまして、内容は消防団員報酬の支給方法について、直接支給又は間接支給どちらが望ましいかのタイトルで、分団に協議をお願いしたものです。

任意の様式で、議事録の提出を依頼いたしております。町が協議してほしい事項を示したものでございます。

次に、2点目の直接支給の件についてお答えをいたします。

直接支給が74.1%に向上ということですが、逆に約まだ4分の1はできていない状況であるとも言えます。

町としましては、直接支給に関してはできないと言っているわけではございませんし、事務的な面でも特に問題ありません。

しかしながら、これまで何度も申し上げておりますとおり、消防団の意向を無視して、強制的に直接支給するのではなく、消防団の意向に十分配慮し、対応していきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の6月定例会で可決をいただきました東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の一部改正条例の改正条文と第4条の任用の規定とが矛盾しているのではないかとというご質問にお答えをいたします。結論から申し上げますと矛盾はいたしておりません。

第4条の任用の規定は、初めて消防団員となる方を任用する際の資格を規定したものでございます。一方、改正条文は、現消防団員を確保するために改正したものです。

既に消防団員であるものが、区域外に転出し、または転勤した場合、これまでは自動的に失職するとしていた規定に本人が団員を継続する意思があつて、かつ、消防団が認めれば、団員の身分を失う。但し書きを加えております。低下が懸念される本町の地域消防力を維持することを目的にしたものでございます。

次に、2点目の転出に関する件についてお答えいたします。

消防団には、無給の休団制度がございます。転出された場合でも、消防団の身分は残し、将来、地元に戻ってこられた際には、消防団員に復職できるといった制度でございます。

福岡市という例を出されておりますが、こういった場合は、社会通念上、活動は無理と考えられ、休団の意思がなければ、退団していただくことになります。

今回の改正や職務に従事することが可能な近隣自治体への転出を想定しているもので、団員の確

保がそこまで深刻であるための措置でございます。

よって、条例の一部改正は第9条の服務規律の規定と整合性がとれるような場合を想定しての改正でございます。

次に、3番目の消防団の処遇改善に関するご質問にお答えをいたします。

まず1点目の広報活動についてお答えをいたします。

広報活動としましては、消防団員募集のポスター掲示、芸能人や芸人とタイアップした消防団員募集のポスターを毎年各分団へ配布し掲示し、庁舎内や総合会館等でも掲示をいたしております。また、12月の正副分団長会議では、翌年度に向けた班編成について議題とし、次年度における新入団員の勧誘をお願いをいたしているところでございます。

今後は町広報誌、町ホームページ、SNS等による広報活動に力を入れ、団員の加入促進を行いたいと考えているところでございます。

次の2点目の操法大会についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、最終報告書には、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い消防団への参加の阻害要因となっているといった指摘があると記載されています。

現在、主催者の中心である日本消防協会が、具体的な操法の内容についてパフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作について見直す方向での検討を始めており、都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直し検討状況を踏まえつつ検討を行うべきものとされています。

こういったことから、私としましては、現段階の検討内容を踏まえ、消防団で協議して決めていただくのがベターだと考えており、消防団の意思を尊重したいと考えているところでございます。

次の3点目の団員報酬についてお答えをいたします。

本町は、県本土の町では最も面積が広く、川棚町の約2倍あります。よって、消防団が管轄する範囲も比例して広くなり、また中山間地域など傾斜地も多いことから、災害発生する可能性が高まります。

そういった中で、消防団幹部の皆様には先に行われた夏季総合教育訓練でもおわかりのように、団員を指揮統制訓練や防火啓蒙、機械器具の整備などの他、分団長会議など執務いただいて、綿密な調整の上で、住民の生命・財産・安全・安心を守っていただいているところでございます。

なお、川棚町、波佐見町は、分団長会議等の折は、別途謝礼が支払われており、本町の場合は年額報酬に含まれておりますので、年額報酬のみでの単純な比較は適当ではないと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

それでは、大きな1番目から質問してまいります。

まず、アンケート調査については、協議をして、あとは分団ごと協議してくださいよと。そして、あと、その議事録を提出求めておられます。そのアンケート結果が、ここに町から頂いております。総務課長の方から頂いております。1つずつ質問をしてまいります。

各分団のアンケート調査に基づく各分団の議事録協議から、議事録から、読み取れることは、団員の方を分団詰所に集めて、分団長は今町長が言われたように背景を説明をされ、団員の方々の意

見を聞き、最終的に挙手採決で決めておられます。

このアンケート調査のやり方で、本当に、団員の方々の本音が、適切に反映されているとお考えでしょうか。その点を、町長の見解を簡潔にお答えください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにこの大きな集会なんかは町外が開きます時も、なかなか意見を言う人が決まっております。だから、大きな意見でそういう流れもございますが、この消防団員の方は毎回、みんな固まっておりますので、その活動、アンケートの結果、協議をされたというのは、私は良かったのかなと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

町長は、まとまっているからというご意見でしたけれども、終わった後に、一部の、これは団員の方のお父さんとかお母さん方から意見聞いたんですけれど、今日あったよと。本当は自分は違ってたんだと。しかし、もう分団長とか班長クラスの先輩方が言われたからなかなか本音は言えなかったという意見を申し述べてたという方もあったということを紹介しておきます。

で、ですね、本当に本音を聞きたい、アンケートにしたいのであれば、私はこういうふうにされたら良かったんじゃないかと、これ私の考えですよ、一応参考にされてください。

消防庁長官の通知を全団員にまず配布をされるべき。配布しなくても読み上げて回覧方式でもよかったと思います。そういうふうにされるべきだったのではないかなと思います。その上で、消防庁長官の通知を各分団の方が確実に理解された上で、町が準備した適切なアンケート調査用紙に基づいて、そして無記名で、無記名で実施される方が消防団員の本音が聞けたのではないのかなと。

お金は掛かりますよ、郵送して、約 340 名ぐらい団員がおられるんですけれども、そういう方々にやるというのはお金も掛かりますけれども、それだけお金掛ける価値が私はあると思います。

このような方式で実施をしないと、若い団員の方々は、先ほど申し上げましたように、先輩団員の方々の顔を伺いながら、挙手をされていたのではないかなと思われても仕方ありません。

私は、先ほど町長言われたから、もうあえて再度質問しませんが、私は団員の正直な気持ちが十分反映されていないと認識をしております。町長、もう一度検討されてみてください。

次の質問に移ります。

次に、アンケートの調査結果内容からの質問です。先ほど、アンケート結果、ここに。第 1 分団から第 8 分団までのアンケート調査がここにあります。本団はないんですけれどね。

このアンケートをかいつまんで説明しますと、今までどおり、団員の報酬を団員に渡さず分団に支給するという間接支給を求める方が 167 名ございました。167 名。一方、これまでどおりのやり方を改め、団員個人の口座に支給する方法、すなわち直接支給に改めるという方が 23 名おられました。

団員報酬を受ける個人の権利、消防庁長官の通知に従って希望されている、少なくともこの 23 名の方には直接支給すべきだと思います。町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、以前から何回も申し上げておりますように、町長は団長を任命するだけで、団長の指揮下に団員が入るわけですね。団長の中のそういう意見をまとめてくださいと私は申し上げておりますので、もう1回、そうしたら、14日の日にまた分団長会議がございますので、その辺でちょっと議題としてまた挙げてアンケートを取り直すか、個人個人にやれるのか。

だから私は、町長を団長を任命するだけで、今の条例、規則が消防団にありますように、団長の指揮下のものに入るわけですね。全部出動も待機も団長が指示をするわけでございますから、もう1回そういう点で、分団長会議で諮らせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

町長の役割は団長を指名するだけと。しかしながら、14日に分団長会議があると。このことを伝えて、もう一度会議をするということでございますので、よろしく諮らってください。

次に質問に移ります。

8個分団のうち1個分団は直接支給を求めています。この1個分団には直接支給すべきという。8個分団の決心なんですね、直接すべきだという。ここのところについての町長の見解、先ほどと一緒にですけど、お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは私の近くの分団でございまして、これちょっと矛盾しているのが、個人直接支給が少なくて間接支給が多かったんですが、分団としては直接ということでございますので、間接が多かったんですが、直接ということで、分団の総意ということになっておりますので、これも含めて、今度、分団長会議でこういう指摘がありました、どうされますかというのは、私から提案をします。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

その際、町の条例を全分団長に配ってやってください、条例を。条例をよく承知しておられない分団長もおられるかもしれません。持っておられるかもしれません。わかりませんけれども、確認です。

で、ですね、町の条例第13条にはこのように記述されているんですね。

団員には、別表第1、団員報酬により報酬を支給する。これ条例ですよ、なっているんですよ。そもそも、各分団に支給するとはなっていないんですよ。消防団長の意向に沿うとも書いていないんですよ。もうこれは条例ですよ。

この条例、私たち議会や議員の最大の使命は町政の批判と監視なんです。国の定めた法律、町が

定めた条例や規則に基づいて行政が適切に執行されているかどうか。

この条例に違反していることを、行政が、団長は違った方向に走っているというところに私は問題があるのではないかなと思うんですが、町長いかがですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどの、分団長に条例は、毎年入れ替わる時もそうですけれど、配布しています、全部、消防の関係。

先ほどおっしゃられた個人に支給するということでございますが、間接的にあっても、個人にお金動いているというような感じで、今私は受け取っているんです。例えば研修旅行とか懇親会とか、個人個人負担を取らないでその中から支給をされている。そういう形で今まで、ずっと歴代です、そういう形になっておりますので、その辺も含めて、条例もやっておりますので、団の方がどう考えられるかですね、話はしてみます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

町長の今の認識と私の認識は違うんですよ。各分団に一括してどんといっているんですよ。そして、各分団員さんには渡っていないんです。各団に渡って、そう渡った段階で旅行積立とか、それに支給されるのは私は良いと思うんですけども。団員の、団の、分団の口座にドーンと入れられて、分団長とかは一括運用している、旅行は行かせる、慰労会でやるとか。そういうのは私は本来あるべき姿ではないんじゃないかなと思っているし、消防庁もそう思っていますし、全国の消防団員の方々とか、そういう声がうねりとなって今挙がってきていますよ。

ホームページ開いてみてください、私は持ってきていますけれども、たくさんの声が、今、うねりとなって挙がってきていることを見て、西日本新聞からも掲載されている記事が多数です。

中には、ある分団の幹部が私的流用したりとか、一部の方が旅行に行ったりとか、そういうことをされている記事がもう本当に頻繁に出て来ているわけです。

これが本来、こういうことがあると消防団がですよ、町民の方に理解されて、これから新しい人がこんな消防団に入って、町民のために人命救助とか、財産を守ったりするモチベーションが上がるかどうか、この辺が問題なんです。

やはり本質的にモチベーションが上がるような、町民から信頼されるような消防団に生まれ変わる、このことが私は必要だと思うんです。

その点を、私は、町長は団長を指名するだけでなく、団長は消防庁が助言しているように団長を助言をしていく、リーダーシップをとる、この気概が町長に求めていると私は思うんですけど、町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

消防団は、条例で団長の指揮権のもとに入ると書いてあるものですから、そういう形になってい

ますが。逆に、消防団の意見をお聞きしますと、真面目に来る人と、もうずっと来ない人と一緒に年報酬をやったら、もう来なくてもらった方が良くはないかという意見も逆にあるわけですよ。その辺も私は団員の声を聞きながらですね。そういう形になっておりますので。

確かにわかります。私たちは、先ほど言いましたように、決まれば、今出動手当も出していますので、全員、すぐできますので、その辺を含めて協議をします。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

次の質問に移ります。

先ほど申しましたように、ある分団の間接支給とすべき方が 17 名、直接支給が 5 名だったですね。

しかしですね、この分団長の決心、団員への説得は大変なものだということは想像できます。なにせ、今までどおりという方が 17 名、いや、直接支給してくれっていう人が 5 名しかいなかったんですからね、圧倒的だった。しかしながら、決心は直接支給と決心された。

で、この分団長は、よく勉強しておられるんですよ。報告書から読み取れることはうかがえます。というのは、消防庁長官の通知の前提となる法律をよく勉強しておられたなと思います。

今回の消防長官の通知は、町長は、答弁しておられるように、助言となっております。助言です。国の法律はこの助言を拒み続けた場合、自治体がですよ、国の対応は助言から勧告へ移れる。次、勧告にも応じなかった場合、勧告から指導を行うことができると法律に定められている。この分団長はよく勉強しておられたなと。この議事録から読み取ることができました。

私はですね、そして、夏季訓練の時に休み時間にこの分団長と約 10 分間でしたけれどもお話を、対面してお話をしました。この分団長はこのように言っておられた。

町長が言われたように出てきている団員、出て来ない団員おられたですね。しっかり頑張っている消防団員の方が年額報酬や出動、訓練、そして、今、整備なんかは手当はあまり出ていませんよね。整備等なども含めて活動していることを、しっかりその成果を正當に評価していただくシステムに改善して欲しい。こういう分団長の語っておられたことをちょっと付言をしておきますね。

私は、本当、この分団長は大したものだなと思いました。真剣に消防団のこと、分団のことを考えておられるなと思っていましたので、これ、あとで町長も持っておられて、見てください。この分団長がどなたかということは、後で推察できると思います。

次に②ですね。今後 74.1%に向上されているということは、町長はまだあと 4 分の 1、まだやってないところ、それはちょっとないですよ。最初は 44%だった、ついこの前までは。それがあつという間に 74%に向上している。

波佐見町も今年、令和 5 年 4 月 1 日から改正している。これは入っていないんですよ、4 月には、波佐見町は。だから波佐見町とか、色んな所を加えると約 80%ぐらいにきているんじゃないかなと私は説明したんですね。

そして、なぜ県下の自治体で間接支給している自治体は、島原市、西海市、そしてこの東彼杵町の 3 自治体なんですよ。8 つの町は東彼杵町だけですよ。そういう流れ、このことも紹介しておきますね。

大きな2番目の質問にいきます。

第1項の、第4条と矛盾しているんじゃないか、町長は初めての方を想定したやつをやって矛盾してないというふうに答弁されました。

そして、消防団が認めた場合とあるんですけど、これが消防団長、消防団がと書いてありますね。この消防団、これが難しいとこなんですよ。具体的に。

私は、確かに近隣の大村市とか川棚町とか、そういう所は私は良いと思いますよ。しかし、現実に、現実にですよ、福岡市におられる方もおられますね、消防団員として。住所も福岡市、仕事も福岡市、複数おられますよ、複数、1名じゃありませんからね。そして、そのお母さんがこう語っておられました。お母さんですよ。

本当は辞めたいんだ、申し出た。そうしたら、その分団長は辞めさせてくれなかった。なぜか、なぜか、言いますよ、辞めると分団に渡る、これは実員数でいっているんですかね、定数でいっているんですかね、定数でいっているんですかね、町長、どっちなんですかね、今現状。分団に支給しているのは、消防団の定数。各分団に定数がありますよね。定数でいっているんですか。実員数ですか。どちらですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

定数ではございません、実員数です。それに報酬とか全部やっていますので、先ほど言われたようになりますと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

確かに実員数ですよ。

これは川棚、波佐見、各自治体に聞きました。全部実員数でやっているんですよ。しかし、東彼杵町だけはどういうわけか、令和元年、令和2年度まで実員数でした。決算書を見ました、令和4年と令和3年度を振り返って。定員の379名に支給されています。要するに、幽霊、実在活動していない団員に報酬を支払っているということなんです。

ここに、令和2年度と4年度の決算書がありますけれど、あとで見ておいてください。

定員数が改正されたのは平成25年9月に改正されております。令和元年度、2年度は実員数、令和元年度345名、実員数。報酬を支払った団員数340名、イコール。これ、今町長が言われたとおりですね、実員数。令和2年度338名に対して338名にしか、これは正常です。しかし、令和3年度、4年度は、実員数347名で379名に支払われています。令和4年度、今度決算審査ありますけれども、340名に対して379名に支払っています。

トータルしてですね、トータルして259万1500円が余分に各分団に支払われているということですよ。これ、誰が、誰がこの、したのか、誰が最終決裁責任者だったんですか、町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

最終的には町長でございます、人数はですね。実は私勘違いしておりまして、私も消防主任をしていましたので、実定員数でしか、そこにしか払えないもんですから、ちょっと決算、また報告をいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この件は決算審査委員会がありますから、この時にお伺いするとします。

次の質問に移ります。

東彼杵町条例第 10 条で団員の定数は 379 名として定められていますね。この点を定められた時期が先ほど申し上げましたとおり平成 25 年の 9 月 17 日のことであります。

で、ですね、地方交付税の算定における消防団員数は一概に人口と人口、人口と人口密度、これは大きな要素となっております。まだ、諸々あるでしょうけれど、大きくはそうです。

で、人口が 8,000 名の場合、人口密度もそれなりにあるところの消防団員数の基準は何名になっているかご存知だと思いますけれど、町長、何名になっているんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言われた交付税の人口 10 万人当たりの。

○——△——

8,000 人。

○町長（岡田伊一郎君）

それになるんですけれど、まずは 10 万人当りで相殺することになっているんですよ。それで 1 万 1400 円、前回大石議員にお答えをしたと思うんですけれども。

だから、消防団員の数、それから道路の延長とか、先ほど言われた人口とか面積とかですね、諸々ございまして、細かい数字がございまして、数だけではたぶんはっきりした数字が出てこないと思うんです。

税財政課長にいいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

もし時間があつたら税財政課長から、質問時間があつたら、今の件について説明してください。

8,000 名の場合、消防庁のあれによると 216 名と計算したら出ました、216 名。私の計算ですよ。

で、ですね、ちなみに紹介しますと、川棚町の人口、これは国勢調査で決まるそうです、人口密度ですね、国勢調査。川棚町は現在、現在ですね、定数は 237 名。237 名。計算したところ 237 名で 290 名が定員になっていました。定員が 290 名です。

波佐見町が 330 に対して、270 に対して 330 人が定員ですね、波佐見町。しかし、非常に、考えてみてください、波佐見町の人口は約 1 万 4,000 人です。2 倍弱。であるにもかかわらず、定員が東彼杵町の 379 名からすると少ない。山とか大野原演習場とか山林とかは入らないそうです、人口

密度には。こういうことを言っていました。

だから、この点もですね、定数も先ほど言った 10 年前に定数、平成 25 年に定めているんですね。もう 10 年経っているわけですよ。もうそろそろこういったことを、データが人口も当時と変わってきていますから、見直す必要があると思う。この見直しの必要性について町長、お聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

定数は見直しを 1 回されたんですよ、前の前の町長の時ですかね、減りました、もっと多かったんですが。これは、やはり、先ほど何回も言いますように、うちは面積が広くて一番大変なのが風水害、それから行方不明の捜索ですね。この時は大量動員しなければならない。それでも捜索で見つけられません。今 3 名の方ですかね、行方不明のままでございます。申し訳ないんですけども。

だから、そういう形で定数は定数で持っておりますけれども、実定数がずっと減ってまいりますので、もうたぶん人口も減少しておりますので、今後その定数も含め、団と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

是非、団と協議されて、定数見直し検討されてください。

町長が言われたように、確かに私は消防団の存在意義、火災もさることながらこれから風水害、土砂崩れ、人命救助、先ほど町長が言われたように捜索、東彼杵町は広いですから、そういった意味も加味して消防団員の定数は決めなければいけないと思っております。

しかしながら、もう 10 年経っている。そういうことを踏まえて定数は見直す必要があるんだろうなと思っておりますので、消防団とよく協議されてください。

大きな 3 番目の質問に移ります。消防団員の処遇改善について、町長は広報活動、ポスター掲示と言っておられましたけれど、川棚町は消防団入団の手引きという立派なやつ作っています。報酬から退職金からですね、色んなやつ。それで、東彼杵町はこんなものはありませんよね。総務課長から出してもらったのは、活動マニュアルですよ、消防団の。これ、入団の手引きにはなっていません、東彼杵町のやつは。これはもらっていましたが、活動マニュアルです、こういうことに注意して活動しましょうねという。やはり消防団の入団手引き、やってください。

そして、2 日だったですかね、読売新聞に出ていました、来年度からこの募集の在り方について予算をつけるということですから、今からその予算がつく前に、ついてからではなく今からこの入団手引き、どうしたら良いかということをしかり、この川棚町あたりの手引きを参考にされて作成をされてください。

次は②の操法大会を前提とした訓練、消防団や家族の大きな負担についての質問に移りますけれども、町長は、やはり消防団と協議して消防団の意向を尊重したいということでした。

で、ですね、この県大会、全国大会において県大会が 2 年に 1 回ですよ。来年行われるんです。ですね、間違ったら訂正してください。2 年に 1 回なんです、県大会は。6 年に 1 回回ってくる

んですよね。6年に1回東彼杵町が回ってくるんです。

で、ですね、聞いた話によりますと、本来は来年の出場は東彼杵町ではなくて波佐見町だったそうです。波佐見町はなぜ出ないか、家族の、消防団の、出る消防団が家族が大反対した。負担が大きい。負担、経済負担も大きい。消防団員の負担も大きい、家族の負担も。もう受け付けない。だから東彼杵町に回ってきた。これ8分団が出るんですね。

で、8分団はこれに出るためにどうしたかと、消防後援会費の、通常の消防後援会の他に特別徴収されているんですよ。昨年度3000円。一昨年度3000円、合計6000円。あそこの4地区の自治体は、西部地区の4地区は、おそらく世帯数200世帯以上あるかと思います。200世帯としても、6000円、120万円集めたそうです、通常より。そのくらいお金が掛かっているということなんですね。

私は先ほども申しましたように、こういう操法大会、これ、長崎県大会でまた優勝したら、全国大会まで行ったらもう大事になりますよね。本当。この出ていく負担、私、町長に言いたいのは、この西部地区4地区の住民だけに負担を掛けるのではなくて、わずかばかり、決算書見たら出場するやつ、予算ついていましたけれど、本当、2万円だったですかね、2万円。もっと大きく、本当に運営費が掛かるのであれば、大体80日訓練するそうですよ。80日訓練するから、約200万円掛かると言われました。その8日かける費用は。そのために120万円か140万円ぐらいの臨時徴収をしたということを聞いています。町から財政負担ができないのかどうか、検討されないのかどうか。その点、町長の見解を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町も今まで歴代出しているんですよ、負担が重いから地区。先ほど大石議員がおっしゃったように、6年ごと回ってきますが、たまたま波佐見町がコロナで出場の時が駄目になって、そういう形になって、今度、東彼杵町が8分団ですけれど、次が1分団、令和12年ですね。大体予定が決まっていますので。

今後、そういう競い合いはどうなるのか、まずは国と県、これをしてどうなのかというのがまだ協議をされますので、負担が重いということは、私は、各自治会の会議でも申し上げておきたいと思っていますが、町としても負担をします。これはまた予算を上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

次の③の基本団員の方も川棚、波佐見町の2倍に引き合いの妥当であるという点について、町長は、幹部の方は色んな会議に出たりして、川棚、波佐見は手当は出ている、東彼杵町の場合は出していない。だから、こうなっている。一概に比較はできない。

で、ですね、しかしながらですよ、この2倍というやつを、ぱっと金額が出た時に、表面に、町民の理解が、えっ、東彼杵町の団長・副団長・分団長は2倍ぐらいもらっているとすると、これはおかしいということになっちゃうんで、やはりこれは、波佐見・川棚・東彼杵町の3町は、この消

防団長の手当も含めてですよ、整合性が取れるようにしてください。そうしないと、町民の方の理解はなかなか難しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、団長は、出動手当が出る以外に、色んな会議、県の会議もそうですけれども、うちは一切年棒に入っておりますものですから、そういう形になっていると思うんですが。ものすごく数が多くなります。多い時は、たぶんこの28万8000円ではオーバーするぐらいに出ておられるので、そういうことも含めて。昔、東彼杵町は、議会議長さんの報酬28万8000円、教育委員長さんもそうでしたけれども、そういう形になってされておりますので、これも時間が経っておりますので、皆さんがどう判断されるかですね。これは団長はしないとか、私はしないとなれば、またいろいろ経費もございますけれども。

本当にいっぱい出ておられるんですよ、手当が出る以外に、年間。だから川棚はたぶんその辺が出動というか、そういうのが出ているものですから、一概に比較ができないというところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

したがって、先ほど町長何回も言いますが、そういったところが町民の方々に、なかなか。私たち、議員の私でもなかなか、調べた私でもですね、なかなか理解しづらいところあるんですよ。

そうではなくて、やはり、川棚、波佐見、東彼杵町の消防団、郡内だけは同じやつで、これはもう波佐見・川棚町長と、そして各東彼杵町の消防団長、消防団の方々とよく協議をしてもらってですね、そういうなんと言うか、町民の方々から、変な、なぜ消防団長、東彼杵町の消防団長だけ2倍もらいよと（もらっているのか）という理解がされない、悪い意味での、されないようにしてもらいたいなと思っているわけですね。その点を先ほどから、町長は分団と協議する、消防団と協議すると言っておられました。この点も踏まえてしっかりと協議をしていただきたいと思います。

で、ですね、じゃあ、東彼杵町の団長・副団長・分団長の報酬支給、これは直接支給になっているんですか、間接支給になっているんですか、どちらですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは直接支給です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

団員は間接支給で、団長・副団長・分団長は直接支給、ですか。間違いありませんか。これは理解できますかね、分団は間接支給で分団とかバーンと取る。団長・副団長・分団長は個人の口座に支給する。理解できないと思いますけれど、町長、適切だと思っているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺も含めて団と協議をしていますけれど、まだ分団の方はそういう意見が出ておりませんので、たぶん、団員でいらっしゃる方はわかっておられると思うんですね。

だから、そういう形で、分団長さんを分団の、今もらっても、その分団にまたお金を少し戻すとかですね、そういう形にされていると思うんです、運営上ですね。だから、直接支給がきました所はそういう形にせざるを得ないかなということで団と協議をします。だから、皆さん方がどういう意見をおっしゃるかですね。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この情報をもらったの、県の担当者消防班の方々だったんですよ、問い合わせたら。東彼杵町だけおかしいことやっているんですよと、どういうことですかと。

団長・副団長・分団長だけは直接支給、他の団員は間接支給、島原市とか西海市はそんなことはしていません。全部間接支給ですよ。ここが理解できません。おそらく直接支給しているんだと、直接しておられる理由があると思うんですよ。町長、その理由を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

団長・副団長はその本団ということに、本団、本部分団という本団ですね、本団。分団は分団長が一番最高指揮者になります、個別のですね。

だから、本団は、本団員だけは個人支給になっています、本団。団長だけではございません。本団員も直接支給となっておりますので、今後その辺も含めて、アンケートもとりましたけれど、こういう議会から声があったということも伝えて、14 日にまた再度協議をします。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

いずれにしろですね、こういう疑惑を持たれないようにしてもらいたいわけですよ。基本団員は間接支給で分団に吸い上げられる。団長・副団長・分団長には、直接口座に入れる。本団の、そして団員の方も入れられる。こんなことが、まかり通っている。こういうことをやっている、私はこういうことを町当局、私たち議会も真剣に議論しなければいけない。本当は、この件に関して議会特別委員会でも作って、議会として提言書、あるべき姿について提言するぐらいのあれを持たなきゃいかんと思っているんですけども。

本当に、この消防団は、冒頭述べましたように、非常に役割が重要になってきているんですね。地球温暖化に伴って激甚災害が多発しています。だから、消防団の人たちがモチベーションが上がって、そして若い人たちが消防団を目指すような、そんなレベルの高い、誇りを持てるような消防団

に作り上げていく。こういうことをやはり町当局、議会、それから消防団、消友会の人と、それから消防後援会の方々、今、傍聴席におられる町民の方をはじめとする全体の町民がですね、この消防団のあるべき姿を議論をしてやっていく。処遇改善も含めてですね。

本当、国から出ている消防団の処遇に関する検討会、令和3年8月10名の方が約7回にわたって検討されているやつは良いこといっぱい書いてあります。学生の消防団も入れたら良いんじゃないかと、女性の消防団もそうです。諸々広報の在り方、平時の消防団活動の在り方、装備等の充実等、諸々ここに書いてあります。しっかり、これも消防団長、消防分団長あたりにも印刷されて、配って、こういうやつを基にして、分団長会議をやってください。そうしないと、資料がないでやってもなかなか会議は実のある会議ができません。

ちょっと時間になりました、税財政課長、先ほど町長から税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

先ほど大石議員がご指摘された交付税の中での8,000人の、人口8,000人の中の消防団員の数ということですが、申し訳ありませんけれども承知はしておりません。

先ほど町長が申しましたとおり、交付税の算定は、標準的な消防に係る経費から公正に計算する単価というのが決められております。その単価に、人口数であったり、人口密度であったり、消防団員数であったりというケースをかけたもとめることとなります。

その計算式の中で人口補正をもとめる計算式の中で、人口の段階がありまして8,000人未満、その次は1万2,000人以上、2万人以上ということで段階の計算式がございまして、大石議員が言われたのはその計算式の中のバックデータの中に、もしかしたらそういう消防団の人数、平均的な人数あたりを参考にして計算式が決められるのではないかなというふうに推測をしております。

それで、それぞれのバックデータの金額というのは、毎年通知があるわけではなくて、また交付税の算定には必要とはしておりませんので、積極的に情報収集をしているわけではありませぬので、そこはご了承いただければと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、ちょっと戻りますけれど、大石議員が決算で、定数で払っているじゃないかとおっしゃったけれど、この数字は、消防団員の数は定数で、金額は実数でございます。そういうことでお願いをしたいと思っています。

それともう1点、私がまだ議員になる前に、実はそういう、大石議員みたいな発言があっているんですよ。議事録を調べてもらえばいいんですけど、直接払った方が良いんじゃないかと、事故を防ぐために。

これは、ある議員さんが、私が議会事務局にいる時かもしれませんけれどもあっています。10年以上、もっと前ですね。だから、その辺も含めて、全然変わらなかったのは誠に申し訳なかったなと思っておりますので、今後、協議をしますのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これで6番議員、大石俊郎くんの質問を終わります。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

特別に、簡潔にお願いします。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

今まで町長にいろいろお尋ねしました。消防団については、本当に変えてはならないもの、変えなきゃいかんような必要性のあるもの多々あると思います。

よく、先ほど言った消防団の方々と協議してやる、協議する上で先ほど言った資料を消防団の方々に提示してやらないと、事前に。いきなり協議します、何も言わないで人だけ集めて会議開いたってですね、意見は出ませんよ。

是非、このことに着意をして、そして、少子高齢化で若い方々が消防団に入りたいというふうに、そのようなモチベーション高い消防団、作り上げてください。

今、揶揄されている一部ですね、呑み方消防団と言われてますよ、一部の人に。こういう消防団にはうちの孫は入れられないという方が実際おられました。そういう消防団にならないようお願いをして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、6番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時01分）

再開（午前11時08分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に5番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

おはようございます。

今回は、2点につきこの質問をしておりましたので、よろしくお願いいたします。

まず1点は、彼杵小学校での外国語の授業についてです。

私たち昭和世代については、中学校1年生から外国語が国語・数学と同様教科としてありました。当時、高校に行く人たちが少なく、地元で職業に就く人たちが多かったように思えます。

今、高校受験、大学受験は必ずと言っていいほど外国語があり、3年間の中学校ではなかなか大変であります。

今、平成から令和になり、時代の流れはグローバルな社会であり、今、東彼杵町の特産であるそのぎ茶、これは3年前くらいから抹茶を作っておられます。こういったことが外国にも輸出されるような状況になってきておりますので、こういった中で外国語は本当に重要であると、そして、またこういったことが、やはり、商売とか何かで、自分たちの生活をするためにも本当に外国語は重要を増していると思っております。

そこで下記について伺います。

1つ、小学校での外国語の授業についてはあるのか。2つ目は、あるとすれば何時間なのか。3つ目、ALTの方の在任期間はどうか。4つ目、県の教育委員会からの派遣なのか。

大きな2つ目です。音琴浦漁港の浚渫と雑木やペットボトル等の処置についてです。

先般8月9日から10日にかけて6号台風が長崎県を直撃したにもかかわらず、本町は農地や家屋等には大きな被害が出ず安心しましたが、漁港には台風による雑木やロープ、ペットボトル等がかなり流れつく状況でありました。

そこで下記について伺います。

1つ目、漁港の浚渫について地区からの要望は今までになかったのか。2つ目、漁港入口のテトラポットの設置場所は県の領域なのか。3つ目、港内についての潮の流れの調査は可能なのか。

この2つについて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えをいたします。

漁港の浚渫について地区からの要望はなかったのかということですが、平成29年度におきまして浚渫を行って以降、地区からの要望はあっておりません。

次、2点目の漁港入口のテトラポットの設置場所は県の領域かということですが、これは東彼杵漁港音琴地区となりますので、東彼杵町の漁港施設となります。

3点目、港内についての潮の流れの調査は可能かということですが、潮流調査は可能ではありますが、事業等もなく、港内での調査を必要としないため、実施は考えておりません。

なお、1点目は、教育長に答弁をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

尾上議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の小学校での外国語の事業についてお答えいたします。

小学校の第5・6学年では、教科として外国語科の授業を行っております。また、第3・4学年では教科ではなく外国語活動として行っております。

2点目の授業時数につきましては、第5・6学年の外国語科は週に2単位時間、年間70単位時間実施することになっています。第3・4学年の外国語活動は週に1単位時間、年間35単位時間実施することとなっております。

3点目のALTの任期は、基本的に1年間となっております。延長を希望すれば、原則として最長

3年間まで勤務できます。

4点目の派遣については、文部科学省がJETプログラムと呼ばれております語学指導等を行う外国青年招致事業を通じて、希望する県や市町村の自治体に派遣しております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

特に、この英語につきまして、外国語につきまして、特に外国語と言われる英語ですね、英語のことでちょっとお話をしたいと思います。

特に、私たちの年代の頃は、先ほど冒頭で言ったんですけれど、中学校までは何も英語は習っておりませんでした。それで、やはり中学校ではなかなか身に付かずということで、勉強する気持ちもあんまりなかったのしょうね、そういう面で、やはり高校に行く人たちがかなり少なかったように感じております。

今の私たちの年代でも地元におられる方が、結構農業とか手にし、仕事を持って手に職を付けるというか、そういった気持ちで、今、地元にも結構おられます。今の若い人たちは、やはり外に出る方が非常に多くなっております。

そういった中で、今、先ほどお茶の話をしたんですけれど、やはりグローバルになっている、外に出ていく、そういう人たちがかなり増えている。

それとまた、今、移住者ですね。おそらく長崎県下、東彼杵町に外国の方がですね、ずっと前はそこの玉川さんですね、名前を出してあれですけれど、そういった玉川さんあたりにも結構外国から働きに来ておられる方が多いんですね。

それで、結構、今、道を歩くと、外国の方がおられる、よく会いますね。そこで、あとだって若干質問をしたいと思えますけれど。

まず、先ほど教育長が言われた5年生とか6年生、2時間授業があると言われたんですけれど、この時間体は国からのあれで、学習指導という形での、何かそういう、何年前ぐらいからこういう2時間の授業をされているのですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、国が学習指導要領というのを作っております。小中学校、高校もそうですけれど。全国的に同じ内容レベルの教育水準を保つために基準を作っておりますが、それに規定されております、時間数はですね。

それで、小学校の第5学年・6学年で教科として実施されたのは、令和2年度から、学習指導要領が平成29年に改定されまして、令和2年度から本格実施となった時に、教科として、この外国語の授業が教科として入りました。その時に、3・4年生も外国語活動ということで導入されております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

平成 29 年に学習指導要領が発表されて、東彼杵町は令和 2 年から 6 年生・5 年生の授業をされているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

東彼杵町ではありません、全国一緒です。

移行期間というのがあるんです。いきなりバツというのはできませんので、少しずつ少しずつ完全実施できるようにするわけです。その間の移行措置というのが 3 年間あって、29 年に改定されて本格実施が、完全に 2 時間が、2 時間単位時間ができるようになったのが令和 2 年という、これは全国的に同じでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

これは全国、小学校全部決まっているんですか。

そうしたら 3 年生、4 年生の場合はどうなんですか。きちんとした国の要望で入っているんですか、しなければならぬということで決まっているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

3・4 年生は外国語活動ということで、教科ではなくて活動をさせるということで、これも学習指導要領に位置づけられておりまして、全国同じようにするようになっております。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

私も小学校に行って校長先生と会って、ちょっといろいろ話をお伺いしたんですけど、3 年生、4 年生は、週に 1 時間ということでちょっと聞いたんですけど、これも全国で決まっている、決まっているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

そのとおりです。全国同じようにやっております。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

そして、また 2 年生、1 年生ですね、これもやはり決まっている。例えば、私が聞いたのは、年間 10 時間ということで聞いたんですけど、そこのあたりはどうですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

第1学年・第2学年については義務付けられておりません。その学校で裁量でやっておりますので、標準授業時数というのがありますが、それで余ります1年間で35週しておりますので、実際は35週以上ありますので、標準時数よりも余る時間、余剰時数というのがありますので、その中で、彼杵小の場合は1年生にも、外国語活動を親しませようというねらいのもとになされていると思います。それは各学校で違います。はい、裁量でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

特に、先般学校に行った時に校長先生から、東彼杵町は小学校1年生とか2年生、これをちょっと年間10時間ぐらいお願いしているという形で聞いたんですけど、本当に、先生喜んでおられました。

特にですね、今、これは先ほど教育長も言われたんですけど、学校によって、いくらかその授業の、授業ではないですけど、そういう外国の語を習うということでの勉強が、東彼杵町はよくしてもらっているということと、ALTといって、外国語指導助手、この方が、今、東彼杵町にもおられるということで、この方については在任期間が今1年と、それで言われたんですけど、希望すれば3年おられるということですけど、その方は、大体、東彼杵町に来ておられる方は単身赴任なのかですね、ちょっとそこあたりをお伺いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

どこまでお答えしていいのかわかりませんが、単身の方が多いです。男性の方が多いというところまでです。あまり詳しくは申し上げられません。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

と言うのはですね、やはり、特に私たちも、今、密接に感じているのは、本当に以前は中学校に英語が本当もう遅くてですね、やはり、今、特に感じるんですね。近辺の人たちの子どもさんが他所に行く、やはりある程度の外国とか、やはり密接に感じ、特に感じているもので。やはりどうしても東彼杵町もやはり教育の町と言われるようにですね、言われている、もう良くしてもらっていると、本当に喜んでおられました。

もっとそういった外国からの先生たちも、今1年と言われたんですけど、本当、長くて3年経ったらまた次の所に今までのケースとして1年では短いな、3年で短いんじゃないかなと思っておりますけれど、ちょっとそこあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

基本的に1年単位ということで、3年まで希望すれば勤務できますが、それ以降は、全国他市町でもできないと思います。一応決められた期間ですから私は認識しておりますが。

だから、その後に別の所に住んで仕事を探して、日本にずっと移住と言いますか、住まわれている方もいらっしゃると思いますが、ALTとしては3年間だと私は認識しております。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

今の状況からすれば、やはり3年というのはかなり短く、短いんじゃないかなと思うんですけど。やはり、子どもたちと触れ合うのがかなり短く感じるんですけど、どうなんですかね。

今、先ほどですね、何と言うんですかね、子どもたちと触れ合う機会がですね、3年、長くて3年という、また次の仕事を探さないといけなくなれば大変じゃないかなと思うんですけど。そこのあたりは町としては、そういったALTの方を直接呼んでいるのか、県を通じて呼んでいるのか、そこのあたりをお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これは、先ほども冒頭で申し上げましたように、文科省から派遣されております。その報酬等は、普通交付税で賄われております。ですから、それを町単独で任用するというのは、とても大変なことだと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

そうになったら国からの法律じゃないですけど、そういった決まりがあればやはりしょうがないと思うんですけど。やはり、英語の授業に関してのALT、外国の助手、その人たちが町で採用ができれば、やはりもう少しですね。

東彼杵町は小学校1年生とか2年生に10時間使っておられる、時間をしておられるという形で、子どもたちの給食とか、普通の校外で遊ぶとか、そういった形でよくしてもらっていると。本当に校長先生も喜んでおられたんですけど。

そういったことが、もっともっと、この今10時間となっているんですけど、少しでもですね、これが10時間が12時間とか、14時間ぐらいの、少しでも上がればですね、やはりもっと子どもたちの身近な英語の、外国語の形で勉強できるんじゃないか、そう思って質問をいたしました。

今後、こういったことが教育委員会とか学校のあれで、少しでも外国語の授業ができれば、もっと5年生、国に対しても、5年生、6年生を週2時間が3時間とかいう形で少しでも増やせるような状況を作っていただければ、必ず高校とかなんかはもう、受験がある、英語の、外国語のあれがありますので、是非ともですね、そういった発信をしていただきたいなと、希望的観測を置きながらよろしくお願ひしたいと思います。

次に、音琴浦漁港の浚渫と、雑木のペットボトルや、このことについて質問いたします。

まず、議長、ここに写真を撮ってきております。町長ないし建設課長に見せて良いでしょうか。

ちょっとお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

はい。

（写真配布）

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

先般の8月9日から10日にかけての6号台風の被害状況を今見せております。

もしよかったら町長ないし建設課長、台風後の音琴浦漁港のあれは見に行かれたことがありますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

見に行ったことはございませんが、こういう問題は自治会から上がってまいりまして、実は、西宿などは、もう来たときに、町の建設課とか町民課で対応します。どうしても自治会で対応できない所はですね。トラックを出したり、いろいろ集めて、集積するのはします。地域でできない所は町が対応せざるを得ないということに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

特に、この音琴漁港はですね、今写真を見てもらったとおり、まず台風被害の状況の前にですね、今、写真に写っているとおり、入口のあれが完全に埋まってしまっている。まずその浚渫をして欲しいということできております。

その中で、今、漁港の入口の外側、海の方にはテトラポットがずっとあります。そのテトラポットと手前の入口の方に、縦の方にテトラポットがあります。そして、手前のテトラポットのずっと、何と言うんですかね、先には完全に台風とか何かが、ゴミが入った時点で、もう絶対逃げられないような状況になっている。

それで、必ず毎年、今年の場合は本当少なかつたんですけど、去年も一昨年も、だんじやなかごと雑木ですね、流れ込んで入って、もう地域は完全に一斉掃除とか何かでされたとのことを聞いております。

それで、外側のペットボトルですね、入ってくる所のテトラポットは、県の領域の所なのかをちょっとお伺いします。町のあれなのか、ちょっとお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどお答えしましたように、これは町の漁港施設なっております。

私は、地域の方が申し出があればすぐ係も対応しますし、今のところ、まだ浚渫等も何もあっていないものですから、浦地区もですね。29 年度に浚渫をいたしておりますけれども、そういうことで。

千綿もそうです。いつも台風の時にはこういう流木とかよります。片付けできない所は、町が出務をしますので、地区の方からの申し出で対応します。議員さんじゃないんです。地区から上がってきますので、議員さんがいない地区もいらっしゃいますからですね。瀬戸とか、平似田地区もそうですけれど。西宿も東宿もそうです。

だから、こういうのはですね、議員さんも当然そういうこともございますが、これは、地区から上がってきたら町は全て対応しております。

8月6日に海岸一斉清掃をして、どうしても大きな流木とかあって対応できないという時には町が出ていって、そういうゴミ処理場に持って行くなりですね、対応していますので。

これはまた、私も質問が尾上議員からありましたので、浦地区やそういう地区にも尋ねますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

今、町長の方から地区から要望事項で上げてくれということでありましたけれど、なかなか地区からもいろいろあってですよ。もう本当に困っている人は困っているんですね。

特に漁船の方たち、必ず、今年の場合は本当にいくらか少なかったですね、かなり少なかったですけれど、昨年とかその前の年とか、だんじやなかごとトラックで雑木を運んだということでありました。

是非とも、その写真を見れば一目瞭然です。それで、また、地区の方とそれから漁港の方ですね、漁港の組合の方とお話を何かあればですね、できたらして欲しいなと思っておりますけれど、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何回も申し上げますように、地元から上がってきたらですね、係がすぐ対応するようにしているんですよ。衛生係がそうですけれど、トラックを持って行きますし、どうしてもという時にはバックホウと言うか、そういうので機械を出してでも処理をしています。これは、西宿が当然そういう形でやっていますので。

だから、今度区長さんにもお願いをしますが、そういう形で、すぐ要望があれば町も対応しますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

例えば、私もちょっと参考にしたいんですけど、やはり潮の流れでそういったプラスチックとか木材とか何かが入ってきて、完全に出られないと、そこに溜まって出られないと。例えば、外に普通の漁港だったら流れ着いて、また外に流れていく要素もあるんですけど、あそこの音琴のあれはもう、刀の刃と一緒にですね、一番先のテトラポットがもう完全に、何と言うか、完全に中に入ったらもう完全に外に出ていかないような状況になってきているもので、そういった、また潮の

流れとかあたりも研究しなければいけないかなと思うんですけど、今、町長が言われたように、そういう地区から上がってくれば検討するという形でやっているんですけど、言われたんですけど。

本当に向こうの地区の区長さんなり漁協の方たちとか、何かあればお話をされてですね。特に、ほんの目の前の人たちは、もうしょっちゅうブツブツブツブツ何か言っておられる方がおりますので、そういったことを全体で早く解決するようにお話をできたらよろしくお願ひしたいと思って、最後に一応町長、そういったことでよろしくお願ひします、一言。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はこれはですね、大村湾内はこのくらいで済んでいますけれど、対馬とか離島、五島とか壱岐とか小値賀とかございますね。こういう漂着ゴミという対応につきましては、国に対して、県を通じてですけども、何らかの助成も、市長会、町村長会、毎回陳情とか要請を続けておりますので、財源もいることでございますけれども、できる範囲は町もしておりますので、今後もそういう形で要望があれば、できるところは対応していきたい。

ただ、消波ブロックというのは波消しでございますので、当然、波がぶつかった時にそこにいろいろあることはもうこれはやむを得ないと。そういうことで、波消しですから、消波ブロックというのは。そういう形で要望があれば対応できるところをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

今、町長も言われましたこと本当よろしくお願ひいたします。

よってこれで私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、5 番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 44 分）

再 開（午後 01 時 12 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 番議員、構浩光君の質問を許します。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

それでは、先に通告していました 2 点について質問したいと思います。

1、少子化支援対策及び定住促進について

東彼杵町にとって少子化は、差し迫った課題だと思っています。2022 年の全国の合計特殊出生率が過去最低の 1.26 となっています。少子化の主な要因は、未婚者の増加があります。経済的に不安、出会いがないとして希望する結婚や出産がかなわない人もおり、若者の閉塞感を打開することが重要だと言われています。

主要な成果報告により令和 2 年度新生児 22 人（うち第 1 子 5 人）、令和 3 年度新生児 31 人（うち第 1 子 11 人）、令和 4 年度新生児 30 人（うち第 1 子 12 人）となっています。

そこで今まで取り組んでこられた施策について質問をさせていただきます。

(1) 20 歳以上から 50 歳未満の独身者の男女別の人口をお尋ねします。

(2) 婚活事業について、町内の登録者男性、女性の人数及び一番多い年代。また、取り組みの事業の内容及び結婚まで至った人数は何人なのか。なお、長崎県お見合いシステムに登録している人数も何人なのか。入会登録料の 2 年間 1 万円の全額補助をされていますが、1 人 1 回ではなく、10 年間補助ができないのか。また、町独自の事業をされているのかお尋ねします。

(3) 結婚しない理由の一つには、子どもを育てる費用の問題が取り上げられていました。東彼杵町の出産祝い金は、他町と比べて自慢できるものだと思います。育児報奨金は、第 3 子が 1 歳の誕生日に支給されていますが、物価高騰のおり、第 1 子からの支給を検討してもらいたいと思っています。他町では、出産祝い金第 1 子目 30 万円、1 歳から 5 歳まで毎年 10 万円の育児支援金、小・中学校支度金 10 万円がありました。検討の余地はあるのかお尋ねします。

(4) 子育て用品にかかる費用の補助が今年度から対象物品の対象が広がり、また、補助額の限度額も 2 万円から 4 万円になり、喜ばしいことと思っています。始まったばかりの制度ですが、ベビー用品（紙おむつ、粉ミルク）が値上がりしています。対象年齢が 1 歳から 2 歳まで引き上げることができないのかお尋ねします。

(5) 町営住宅新白井川団地でいちばん新しいぼたん棟ができたのが平成 7 年で、28 年経過しています。東彼杵町住宅管理条例第 55 条に特定公共住宅の管理開始後 20 年間を限度として家賃の減額を行うことができますとなっています。減額の考えはありますか。また、駐車料金 3000 円を控除した金額が家賃とならないのかお尋ねします。

(6) 現在、町営住宅新白井川団地の空き状況は、3LDK（5 万 3000 円）7 戸、2LK（4 万 4000 円）2 戸で、家賃金額に直すと月 45 万 9000 円で年間 550 万 8000 円となります。この金額に対してどう考えられますか。なお、中堅所得者世帯向けの住宅で月額収入が 15 万 8000 円以上で、48 万 7000 円未満の縛りがありますが、家賃を下げ、上限をなくすことで入居しやすくなると思いますが、どう思われるのかお尋ねします。

(7) 所信表明の生活・住居環境の整備で商業施設の誘致が記載されていました。よくどの世代からも相談があります。特に子育て世代の品物が町内には不足していると思いますが、どのように今後、取り組まれるのかお尋ねします。

2、公用車、町営バス、スクールバスの実態調査について。

近年、バス事故がおきて尊い命が亡くなるという事案がよく聞きます。東彼杵町では、今まで事故の話は聞いていませんが、いつ起こるかわかりませんのでどのような対処をされるのかお尋ねしたいと思います。また、業務上必要だから公用車が増えていると思いますので、入札、車検について伺います。

(1) 公用車（リース車含む）、町営バス、スクールバス、消防車の台数は何台なのか。また、任意保険はどこにかけておられるのか、内容もお尋ねします。

(2) 車整備工場が何社あり、各整備工場に車検を何台整備してもらっているのか数値を伺います。

(3) 町営バス、スクールバスは、広い整備工場でないと整備ができないと聞いていますが、どこの整備工場で整備されているのか。また、整備工場の基準があるのかお尋ねします。

(4) 数か月前、公用車の入札があって辞退される業者が多かったと聞いています。何が原因と思われるのか。また、公用車の予定価格は、どのように決定されているのかお尋ねします。

(5) 町営バス、スクールバスの運行で今まで支障（事故）がなかったのかお尋ねします。あった場合は、回数と内容もお尋ねします。なお、どのように対処されたかお尋ねします。

(6) 運転手の確保はできているのかお尋ねします。

(7) 先日、赤木地区の住民の方から登校中にイノシシが出て、保護者が安全な場所まで同行されたと聞きました。また、工業団地に通勤する車がスピードを出し、急な坂道でもあります。

赤木地区にスクールバスを運行される考えはないのか。なお、所信表明の教育等の推進の中で全ての校区にスクールバスを運行しますと掲げられておられますが、いつ頃なのか。また、導入台数を伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

構議員の質問にお答えいたします。

私と教育長に質問が来ていますので、のちほど教育長の方は答弁をさせますのでよろしくお願いします。

まず、1点目の20歳以上から50歳未満の独身者の男女別の人口につきましてでございますが、正確な統計値はございません。今回役場で推計値を機械的に出してみましたが、男性が最大で604人、女性が最大で510人という結果でありました。

次に2点目の婚活事業の件についてお答えします。

まず、8月29日現在の町内の登録者は男性4名、女性8名の計12名で、一番多い年代は30代です。

事業の内容ですが、長崎県婚活サポートセンターでは、お見合いシステムあいたかの他、システム登録者のお引き合わせ時に立ち会う婚活サポーター縁結び隊や婚活イベントの開催、企業同士のグループ交流会ウィズコン（WizCon）といった4つの事業が行われています。

結婚に至った人数ですが、システム登録者同士で成婚した方々が全体で334名167組、うち東彼杵町の方は1名いらっしゃいます。登録されている人数は県全体で1,818人。男性986人、女性832人だそうです。

入会登録料は、婚活支援事業補助金として1年以上本町に定住する方に1万円を補助をしています。

これは、婚活になかなか踏み出せない方に、お見合いシステムへの新規登録を促す目的で設置しているものです。よって、更新時の助成は現在考えておりません。

町独自の事業についてでございますが、昨年度も行いましたが、今年度も東彼3町合同での婚活

イベントを 10 月に波佐見町にて開催する予定でございます。

次に、3 点目の育児報奨金の件についてお答えします。

国策であれば、出産子育てそのものに対する支援として、第 1 子から対象と考えるべき時期に来ていると考えます。また、自治体としての自主財源に余裕があれば、それも可能かと思えます。

しかし、本町の出産祝い金育児報奨金制度の制度設計には、もう一つ子育て世代の地域への定着を目的としています。そのために、育児報奨金については、第 3 子からの支給であり、かつ 1 歳の誕生日を迎えるタイミングで支給することにしていきますので、現制度を継続したいと考えております。

先ほどの説明は、あくまで 1 人目の出産時から本町在住のパターンをお話したわけでございますが、全てのケースを網羅した制度設計は難しいと言わざるを得ません。

しかし、転入のケースですと、転入と同時に、お 2 人のお子さんを町民として迎えているわけですので、目的から大きく逸脱したケースとは思いません。

また、支給条件にも本町に 1 年以上住所を置いていることが条件でもありますので、問題はないと考えております。

次に、4 点目の子育て用品の補助金の件についてお答えします。

この補助金は、本町の限られた自主財源の中から受注している町単独の制度であります。制度の成り立ちが、子育て準備で非常に出費がかさむ物品として、チャイルドシートの購入助成を行うところからスタートをいたしました。

しかしながら、準備品はそれ以外にも他品目にわたることから、補助額と対象物品の拡大に踏み切ったところでございます。

ご質問の年齢引き上げにつきましては、子育て準備の支援という制度から考えると、若干そぐわぬところがあることと、この町単独助成は一過性の助成ではなく、末永く継続させたいという思いからすると、現在の一時的な物価高騰に左右されず、現制度の継続としたいと考えているところでございます。

次に、5 点目の新白井川住宅の家賃の減額と駐車場の向上の件についてお答えします。

新白井川団地は、さくら棟が平成 7 年度、平成 8 年 3 月 28 日建築、つばき棟平成 10 年度、平成 10 年 9 月 30 日建築、ぼたん棟平成 11 年度、平成 12 年 2 月 29 日建築となっており、全ての団地で、供用開始後 20 年以上経過をいたしております。

今年度、新白井川団地室内改修設計業務を発注しており、経年劣化した室内の機能を順次回復させ、入居率の改善を図りたいと考えておりますので、現在のところ、家賃を減額する考えはございません。

なお、近傍同種の住宅の家賃の額や入居状況などを注視しながら、今後の検討課題としてまいりたいと思います。

また、駐車場料金につきましては、東彼杵町営住宅管理条例施行規則第 28 条の 2 におきまして、駐車場使用料は、2 台目以降は 1 台につき月額 3000 円と定めており、1 台目の駐車場料金については徴収していませんので、控除は考えておりません。

次に、6 点目の空き家の未収入額と条件緩和の件についてでございますが、空き家の未収入試算額でございますが、住宅を維持していく上で大きな金額と承知をいたしております。

先ほどの回答と同じとなりますが、新白井川団地室内改修設計業務を発注しており、経年劣化し

た室内の順次機能を回復させ、入居率の改善を図りたいと考えております。

家賃の条件緩和につきましては、東彼杵町営住宅管理条例施行規則 21 条第 2 項において、収入が 15 万 8000 円に満たないものについては、当該収入の上昇が見込まれるものは入居できるように定めています。

室内改修が完成後において、入居率の改善が見られない場合には、要件緩和も視野に入れていきたいと考えているところでございます。

今の入居状況でございますが、ぼたん棟 2DK が 87.5%、ぼたん棟 3LDK が 62.5%、さくら棟 3LDK が 66.66%でございます。そして、つばき棟 2DK が 75%の入居状況となっているところでございます。

次に、7 点目の商業施設に関する件についてお答えします。

子育て世代に必要な商品が町内で買えないという話は以前から耳にしております。昨年度の町政懇談会でも複数の地区の方から要望を受けております。

子育て世代が必要とする商品を地元の商店に置いてもらうようお願いすることは可能でございますが、大手スーパーやドラッグストア並みの価格で販売してもらうのは厳しいと思います。そうすると結局、安価に購入できる町外のドラッグストア等で購入されるのではないかなと思っております。

商売の話になりますので、難しいかもしれませんが、町内の商店へお願いはしたいとは考えております。

商業施設の誘致につきましては、過去に大手スーパーやドラッグストアの町内への出店の話もございましたが、農振農用地の除外から農地転用まで時間が掛かるとのことで見送られたこともございます。今後は、町主導で誘致を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、大きな 2 点目の公用車、町営バス、スクールバスの実態調査についてでございます。

まず、1 点目の車両台数でございますが、公用車 35 台うちリース車両が 8 台。町営バスが 4 台、消防車が 16 台でございます。

任意保険についてでございますが、公用車及び消防車につきましては、全国自治協会災害共済にかけております。内容は車両共済と損害賠償共済で、対物対人無制限です。

町営バスは、保険も含め委託契約していますが、任意保険は三井住友海上火災保険で、内容は対物対人無制限。搭乗中の人身の傷害補償、車両補償までが補償範囲となっております。

次に 2 点目でございますが、町が利用している車の整備工場につきましては、今 5 社でございます。

車検の台数でございますが、1 回目の車検が到来していない公用車が 7 台ありますので、公用車全体、全 35 台中 28 台、町営バス 4 台、消防車 16 台の計 48 台全て町内の自動車整備工場で車検を受けております。事業所名の公表は差し控えさせていただきます。

次に 3 点目ですが、町営バスの車両整備は町内業者であります。事業所名は差し控えます。道路運送車両法に基づく国の認証を受けている所でございます。

次に、4 点目の公用車の入札辞退予定価格の件についてお答えします。

今年度は建設課で使用する軽トラックを複数社から見積もりを徴し、随意契約で購入をいたしました。

辞退された業者に対し聞き取り調査などを行っておりませんが、原因は把握しておりませんが、金銭的な利益、車両の調達状況、他の案件の対応状況など総合的に判断し、辞退されたのではないかと考えております。

予定価格につきましては、カタログ価格や見積もり価格などを参考に算定をしております。

次に5点目の、支障、事故の回数と内容についてお答えをいたします。

町営バスでは10年以上前、2件あったようです。

内容は、1件は町営バスセンターを発車し、国道に右折して進入しようとした際、直進車と接触。車両はかすり傷、人身には問題はなかったのですが、バス側の過失でした。もう1件は中岳で脱輪事故があったものです。

町営バスで、アラート表示や故障等があれば、運転手の方から係に報告が入ります。その後、修理工場に修理をお願いいたします。しかし、対応が難しい場合は、メーカーへ修理を依頼しています。

次に、6点目の運転手の確保の件についてお答えします。

運行は委託契約で行っておりますので、現状は確保できているものと思います。しかしながら、今後の労働力確保は運転手に限らず、全産業的に難しくなるものと認識をいたしております。

以上、私の回答といたし、この後、教育長が回答いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

構議員の質問2のスクールバス関係についてお答えいたします。

まず、1点目のスクールバスの台数ですが、マイクロバス29人乗りが5台、ワゴン車14人乗りが2台で計7台となっております。

任意保険は、委託業務料に含まれており、受託業者が直接選定し、保険会社と契約しております。

2点目のスクールバスの整備工場については、令和4年度実績として2社の整備工場で行われており、マイクロバス29人乗り4台を1整備工場、ワゴン車14人乗り2台を1整備工場で行っております。

3点目のスクールバスはどこの整備工場で行われているのかのお尋ねですが、令和4年度実績では、彼杵小学校スクールバス4台は、町内と町外の整備工場に分けて行われており、東彼杵中学校3台は、町内の整備工場で行われております。なお、事業者名の公表は差し控えさせていただきます。

また、自動車整備工場の基準ですが、自動車車検ができる整備工場の要件として、次のような条件を満たす自動車整備工場となります。

1点目が、運輸局の指定した自動車整備工場であること。2点目は、従業員は2名以上であること。3点目は、従業員のうち少なくとも1名が自動車整備士2級以上の有資格者であること。4点目が、従業員のうち4分の1以上が自動車整備士1級から3級の有資格者であること。5点目が、整備主任者を1名置くこと。以上の要件を満たす自動車整備工場となります。

続いて、5点目です。スクールバスに係る今までの事故の件数ですが、被害事故が1件あります。

その被害事故の内容ですが、2年前にスクールバス走行の反対車線側に右折のため停車している

軽トラック車に、普通自動車の後方から追突し、その弾みで停車中の軽トラックが反対車線に飛び出して、反対車線側を直進してきているスクールバスの右前方部に衝突してきたものです。

そのスクールバスには生徒7名が搭乗しておりましたが、運転手を含め怪我の有無などを確認し、幸い救急を要するような異常はなく、生徒はその後、後続車のC路線バスにませ替えて送迎し、帰宅しております。

6点目の運転手の確保ですが、業務委託を行っており、入札の結果、受託事業者が決定しておりますので、現状確保はできているものと判断しております。

7点目です。赤木地区にスクールバスを運行される考えはないのかについてですが、全ての学校区を対象に、赤木地区のような危険性も考慮しながら、体力低下や近隣地区における時間ロスの課題、効率的で安全な路線の選定など、スクールバス運行計画を現在調査研究中です。また、導入の時期についてもまだ未定です。

続いて、導入台数については、最大で見積もったとして千綿小学校区では5台、彼杵小学校区では11台、そのうち4台は既存のバスを利用します。また、東彼杵中学校区では8台、そのうち3台は既存バスを利用します。

結果的に、全校区で最大24台が計算上必要になりますが、導入数が多いため、予算をはじめ運転手、駐停車場の確保、また、登下校時の渋滞等を考慮しますと、段階的かつ優先的、限定的な導入になる可能性もあります。以上で登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

まず1番目の20歳以上から50歳未満なんですけれど、今のところ男性で人口に対して約16%、女性に対しては13%となります。

今、1,100名ぐらいの方が独身ということと推察されますが、この数値に対して町長はどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この独身の人の人生設計もございまして、最近はちょっと個人個人の考えがございまして、私が考えを述べるのはいろいろ問題がありまして、どこの町もそうでございすけれども、今の人生観が一人一人違いますから。結婚が全てじゃないという方もいらっしゃいますものですから、なかなか厳しい状況でございす。

だから604人、510人というのも、实际的にこの数字が移動をしておりますので、例えば、元々結婚していたけれど独身になったとか、そういう方もいらっしゃいますものですからですね、一概にどうだというのは、私は、ちょっとここで意見を述べることはできません。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

次に、2番目に移ります。

先ほど聞いた人数が4名、8名ということで登録されているんですけど、これ自体がPR不足じゃないかなと私は思うんですね。

昨日も、ちょうどこれがテレビで放送があっけいまして、今はパソコンとか携帯電話で登録することができるような感じになっておりまして、マッチングした人たちが、合えば県が指定する所で、合コンですかね、お見合いみたいな形で進められていけるということで聞いております。

それから、昨日の、今ですね、半額になっているんですね、1万円からの5000円になっております。その辺を考えた場合、もっとPRをしてもらってですよ。と、あとは以前ですね、町独自でかなり交流会をされていたと思うんですね。それが最近なくなったなと思って、私は気になっております。

それから、先ほど言われた波佐見である分ですね、10月14日にワレニッカ婚という、これもインターネットで調べたんですけど、それに参加する東彼杵町の人はおられるのかどうか、そこま併せてよろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、構議員がおっしゃるようにマッチングアプリなんかで結婚される方もいらっちゃって、この件だけじゃございません。実は私も町の担当の時にそういう、男性は町内、女性は町外としましたけれど、なかなか厳しい状況で、その時代でも、ちょっと1組もまとめることができませんでした。

今後は、こういうシステムもございますので、どんどんこっちから情報を出して、皆さん方をお願いしていきたいと思っております。

昨年度、川棚町で行いましたイベントの参加で、町内はございませんでした。今度波佐見町で行われるのはどうなのかちょっとよく把握をしておりますけれども、10月に行われる予定でございますので。こちらからお知らせはしているんですが、なかなかですね。私、若い人、うち2回バスツアーとかにも参加されて、宿泊で参加された事業もあったんですけど、それでもなかなかですね。もう1回参加されて、どのような考えか知りませんが、もうやめたという形になっておられてですね。

非常に今厳しい環境化であります。これも、強制的に結婚してくれ、どうしてというのが、昔みたいにいろいろ紹介される方がいらっちゃってお見合いで結婚されるというのも多かったんですけど、なかなか今の時代は厳しい状況でございますので。

本当に、今度何人参加していただけるのか、昨年は川棚町では町内はございませんでした。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

今お話を聞いたんですけど、私も東彼杵町だけ増えるんじゃなくて他所も増えて、東彼杵町がそれに乗かって増えるような形にとってもらえればと思っております。

私はですね、空き家バンクよりも婚活の方に力を入れてもらった方が人口が増えるんじゃないかなと思っております。

それから町独自で、例えば登録をされているのかどうか。例えば町の方で登録されて、例えば波佐見の方と、波佐見町の方が登録されて、その中で他町をですね、他市町とのマッチングシステムを構築する考えはないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、町だけじゃなくて県で一応されていまして、なかなか本当にこの結婚というのは厳しいもので、やはり価値観が一緒になる方が一緒になるのが一番良いんでしょうけれども。今の状況を考えてみますと、町でそこまでもうするあれがないんじゃないかなと。

と申しますのは、どんどん流れ的に、風潮的にですよ、今、経済的にも女性の方も仕事で収入もあられる。男性も来られてですね、結婚の今までの感じとは違いますので、厳しい状況かなと。今のところこの県の体制でいきたいとは思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

2 番の件については町当局の方に PR の仕方とかをお願いして終わります。

次に 3 番目ですね、物価高騰の折、第 1 子の育児報償金ですね。

これは、私も健康ほけん課長をしていたんですけれど、事務の煩雑もあるんですよ。例えば、第 3 子にやるタイミングとかあるもんですから。今、物価高騰を理由にして第 1 子からやれば、子ども健康課の方の事務も簡素化になるのではないかなと思っておりますが、その辺は町長、どんなお考えでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、これはですね、町内に在住して定着していただくための方策でございまして、やはり第 3 子、3 番目の方だったらもうこうやりますよということで、ここに定着する方法で考えている報奨金でございまして、今後もそういう形で是非進めさせていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

はい、わかりました。

次に 4 番目に入ります。ベビー用品が、今 7.1%値上がりをしているんですよ。1 歳過ぎてもまだ紙オムツとか粉ミルク等が必要な家庭があります。

ですので、限度額 4 万円と言いますが、2 万円ほどの補助ができないかどうか、その辺の検討をよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、来年度から町として計画をしておりますのは、今度条例で上げさせていただきますが、来年の4月1日から実施したいと思っておりますのは、満5歳に達する日の属する月から、子育て支援金ですね、支給対象児童に1人につき月額3000円、月額ですね、3000円支給をしたいと。

それと今度は小中学校の入学祝い金ということで、小学校の新入学の時に3万円。中学校に上がられる時に7万円。来年度議会でちょっと提案をさせていただきたいという形で、支援はですね、計画をしておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

そのように進めてもらえれば助かると思います。よろしくお願いいたします。

次、5番目に入ります。私もさくら棟に入居していました。民間の住宅に劣らないと私は思っております。この中のリフォームもされると聞いておりますが、例えば、リフォームされた場合付加価値が付くですね。付加価値がつくということは、住宅料も当然いくらか上げられるのかなと思っているんですけど。その辺の検討はどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

住宅料を上げるところは至っていません。

と言いますのは、この民間等の兼ね合いもございまして、住宅料は今上げなくても、リノベーションと言うか、そういう改装をしましても、一番の東彼杵町で収入額があるのはこの住宅使用料でございまして、ここはなるべく長く利用していただければ、上げなくても、私はこの収入でやっていけるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

次に6番に入らせていただきます。月額の縛りを見直すことで入居者が増えると思うんですけど、家賃の月額の収入の算出根拠を教えてもらえればと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

月額ですね、先程言いましたように、15万8000円満たないものにつきましても、当該収入の上昇が見込まれる者、家族で、世帯でそういう形でなりますもんですから、今15万8000円を基準として、これをベースにしていきたいと思っております。詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくお願いします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

月額の収入につきましては、詳細の方を、後程説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

現在、音琴にある長崎東そのぎ子どもの村小・中学校に在籍している生徒の保護者が、他市町に住宅を借りているということを聞いています。これは、たぶん収入が上限を超えているのではないかなと思っているんですけど、上限を見直せばその方たちが住宅に入ってくるものではないかなと思っているんですけど、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

公営住宅につきましては基準がございまして、特公賃のところは収入があっても良いんですけど、今、私が聞いているところによりますと、きのくにに来られる方は、どうも古民家に住みたいという方が多いそうでございます。住宅も紹介はしたんですけど、古民家と言うか、戸別、空き家があってそこをちょっと自分で改修してですね。だから田舎の方に住みたいという、そういう意見もございましてですね。紹介はしていたんです、こちらに町営住宅も空いていますよと。収入だけではないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

私が一番気にしているのが、住宅の一番の問題点は駐車場だと思っているんですよ。3LDK に入るのは共働きの方が多くてですね、必然的に 2 台車が必要となってきます。

ですので、使用していない施設、例えば下水用のポンプ室、それから駐輪場の一部解体などで駐車場を増やすことはできないのか。

ちなみにちょっと計算をしてみたら、3LDK が 20 戸で 40 台、2LK が 16 戸で 16 台、56 台確保ができれば、入居してこられる方が出てくるのではと私は考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに広さに対して駐車場が足りない所がありますので、今後検討してそういう改修ができるかどうか、改装が。その辺も検討してまいりたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

以上で 1 番については質問を終わります。

次に車検関係なんですけれど、私が見る限り、整備工場の偏りがあっているんじゃないかなと思っているんですよ。その辺が公平にできないのかどうかはまず 1 点と、リース車ですね。

この間、ちょっと別件で整備工場にたまたま行った時にリース車がありまして、それが修理に来

ていたんですけれど、リース会社が指定する部品じゃないと替えられないということで、これはちょっと不便だなと思っているんですよね。その点の考えは町長、どんなでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1 点目の車検の会社が 1 社に集中するとかしないとかというお話もございますけれど、これはあくまでも公平公正にやっているというところがございますけれど。今後そういう誤解がないような形では進めていかなければなりません。

今、リースの方もそうですけれど、どうしてもリースを借りた会社の方が、そういうのが流れが詳しいもんですから、どうしてもそっちの方に車検の方も入っていくということで、詳しい資料を持っておられるからですね。だから、そういう形でやらざるを得ないのかなと思っていますが。整備工場が偏っているという状況が私もよくわからないんですけれど、平等に、たぶんいろいろ見積もり合わせなどしてされていると思うんですけれど、そういう形でいきたいと思っています。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

4 番にあります公用車の入札の件なんですけれど、多分ですね、私も以前ちょっと見た時に、インターネットからの公用車の価格を引っ張ってこられているかなと思うんですよね。

整備工場は、車会社から納入され、その定額からちょっと引かれて、若干安く入れられると思うんですけれど、ただし、その中から極端に下げてこられれば、下げて入札されれば、それを取り戻すのに 10 年かかるとか、5 年かかるとかちょっと言われておりますので、できれば、私の特権じゃないのでちょっと言えないんですけれど、最低制限価格を高く設けることができないかどうか、町長、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この見積もり入札関係につきまして私は一切タッチをしておきませんので、どういう形で進めるのか。今後、最低制限価格を設けるのか設けないかは、今ちょっと即答ができかねます。

全て私が知っておかなくてはいけないんですが、なかなか役場に在庁する時間もなくて、入札、そういう見積もりは、権限委譲と言うか、しておりますので、あとで課長含めて協議をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

よろしくお願いします。

ちょっとまた車検に戻るんですけれど、車検は、購入後 3 回はその業者にしてもらって、私の発案なんですけれど、提案なんですけれど、その後は 4 回目から各整備工場に、順番制かで回せないかどうかですね。

私が水道課に勤務していた時ですね、総務課から指示があったことがあるんですよね。次はこの整備工場に出してくださいということで、そういう話があったもんですから、そういう考えはないかどうか、町長、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは見積もりも含めてこの資本主義の原則として、やはり順番でとこうやるのはいかなものかなと。当然、公金でございますので、やはり安い方とか、いろいろ実態を兼ね備えたところで決まるものだとこれは思っておりますので、そういう形でお願いをしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

そうしたら、以前総務課から指示があったというのは、そういうのはもうないということで考えて良いですね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が町長の時はそういう指示をしておりませんので、いつ頃そういうことがあったのかどうかですね。ちょっとそれは問題だと私は思うんですけども、私が一切関知しないところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

5 番に入らせていただきます。

例えば、土曜日、町営バスが動かなくなった場合ですね、私が懸念するのが、たぶん町営バスの整備工場が、ある整備工場だと思うんですけど、そこが、たぶん土曜日が休みなんですよ。第1、第3、どっちかよくわからないんですけど、毎週毎週開けているわけじゃなくて、そういう場合どういう処理をされるのかなと思ってですね。もう全く動かなくなったのを、誰もいないところに電話かけても出なければ、そのまま放置になったりするのか。

これもスクールバスも同じなんですけれど、スクールバスの場合は土曜日の運行とかあるんですかね。それも、そういう場合、スクールバスが、休日に出て止まった場合に対処ができるのかどうか、その辺も併せてお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう時は、予備の配車をせざるを得ません。休みの時、そののあれが駄目だったらやはり他の工場にもお願いせざるを得ない時もありますので。とりあえず事故故障の時には予備の車で、まずは第一義的に配車をしながら回していきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

運行については、教育次長がお答えいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

教育長に代わりお答えさせていただきます。

スクールバスの土曜日の運行でございますが、中学校のスクールバスのみクラブ活動への対応ということで運行をいたしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今、教育次長からの話があった分で、それがもし故障があった場合ですね、先ほど町長に聞いたと同じように回答ができればお答えください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

スクールバスのトラブル等につきましては、受託業者の方でその対応をなされております。壇上でも回答がありましたように、もう 1 台空いていれば、そういったものを回して対応するというような形で、対応が、児童生徒の活動に支障がないような体制をとというようなことで調整ができております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

先日、管理仕様書をいただきまして、その中に管理自動車が故障し、修理に長時間を要するとき、または救援を必要とする時は、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならないとなっていますが、甲がたぶん町長になるかなと思うんですけど、当然、土曜日の休日とかはおられないですよね。その辺の対応はどうされているのか、教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

連絡があって、私が土曜日曜いなくても、今、連絡ができるようなシステムをとっておりますので。例えば東京出張してしましても、そういう決裁というか、そのの指示待ちが来た時には、私が、

それは当然ここに居なくても対応できるような状況を作っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

7 番目の赤木地区の件なんですけれど、彼杵小学校校区の高台地区で唯一バスが通っていないのが赤木地区だけなんですよね。赤木地区の生徒が 9 名、それから高速道路を越えて橋ノ詰地区の方が 3 名おられます。12 名の方の生徒がおられて、やはりどうしてもここは、今は夏ですのでイノシシとか出ないんですけれど、今後、秋冬になればイノシシが出たりとかするもんですから、一刻も早く、どのような形でもいいですからスクールバスをですよ。例えば、他所から回っている分を、例えば川内から回るとか大楠の方から来ている分を赤木地区の方に回せるとか、そういう考えとかはお持ちでないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

赤木地区のような危険な状況にあるという場合には検討をしたいというふうに思います。その危険性の度合いを調査しまして検討したいというふうには思います。

ただ、今後、全校区にということもありますので、その全体的なことと併せて考えるのか、非常に危険度が高いということであれば優先的にその辺は検討したいというふうに思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

先ほど教育長の方から各学校のスクールバス数の台数を教えてもらったんですけれど、導入時期はいつ頃とか、もう決まっているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

導入時期はまだ決まっておりません。研究調査中でございます。

○——△——

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、3 番議員、構浩光君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 06 分）

再 開（午後 2 時 13 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7 番議員、口木俊二君の質問を許します。7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

先に通告していました 3 項目について質問をしていきたいと思っております。

1 点目は、有事の際の消火用の消防水利の確保についてであります。

今年に入ってから消防団の団員から、防火用水ではなく河川に水利を確保してもらえないだろうかと相談を受けました。

河川を数か所見て回ったところ、自然にできた水利になりそうな箇所もあれば、以前あった自然水利が近年の大雨で埋もれてしまった所もあります。水利としてできる河川とできない河川があると思いますが、防火用水では間に合わない時もあります。

水槽に補水をするにも、ある程度水が溜まっていなければ補水するにも苦勞をするし、ポンプがエアを吸い込んで真空を保てなくなる恐れもあります。町長はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

2 点目は、防犯カメラの設置についてお伺いをしていきたいと思います。

昨年末か今年に入ってから、ちょっと定かではありませんが、西海市西彼町で民家に空き巣が入った事件が発生しました。公共施設や人通りの多い場所には防犯カメラが設置されている場合が多いと思いますが、民家がまばらな場所はほとんど設置されていないのが現状だと思います。

空き巣被害を少しでも減らすには、防犯カメラの設置が一番の早道ではないでしょうか。空き巣被害に限らずいろいろな面でも役に立つのではないのでしょうか。なかなか厳しいとは思いますが町長の考えをお聞きします。

3 点目、最後の質問ですが、彼杵新港に放置されている 7 隻の廃船についてであります。

平成 27 年 12 月議会で質問をさせてもらいましたが、その後どのような状況になっているのか伺います。

質問をした平成 27 年及び平成 28 年当初は、所有者がはっきりわからないということでしたが、その後判明したと聞いていますが、現在、どのような状況なのか、進展をしているのでしょうか。

(1) 10 年以上そのままの状態では放置されていますが、今後どうされるつもりなのか。

(2) 前町長は代執行もあり得ると答弁されましたが、検討はされたのか。

(3) 見た目も良くなく町民からもどうにかならないかとたまに聞かれるが、解決策が見出せないものかお聞きをいたします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、口木議員の質問にお答えいたします。

河川に水利を確保してもらえないかということでございますが、消防水利の確保の件につきましては、準用河川及び普通河川において、水利施設を設置する場合は、通水断面の確保及び護岸等、河川構造物に影響がないのであれば、設置は可能でございます。

なお、有事の際の消火作業は、夜間に及ぶ場合があります。仮に設置する場合には、まず給水活動を行う消防団員の安全を確保できることが前提と考えておりますので、各分団の意見をお聞きし、事業費等を考慮しながら、整備できるものは随時整備をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の防犯カメラの設置についてでございますが、議員ご指摘のとおり、近年全国的に強盗事件や傷害事件が頻発しており、防犯カメラの有用性は高いものと承知をいたしております。

しかし、本町の町域が非常に広く設置する場合には、初期投資、そしてランニングコストに多額の費用が見込まれます。また、プライバシー等の人権侵害などの問題も考慮する必要があると考えています。

既に総合会館や、町営住宅などの公共施設に設置した所もありますが、今後、防犯対策については、補助事業でできないかなども含め、近隣市町の状況も参考にし、検討をしていきたいと思っております。

次に、3点目の彼杵新港に放置している7隻の廃船についてでございますが、今後どうされるのかということについてお答えをいたします。

港湾管理者である県北振興局建設部建設管理課へ確認をいたしましたところ、所有者と連絡を取る手立てを模索しているとの回答でありましたので、今後も定期的に担当部局へ廃船撤去のお願いを続けてまいります。

次に、2点目の代執行の検討をしたかということについてお答えをいたします。

平成27年に県北振興局建設部建設管理課へ行政代執行の要望をいたしております。先日も、代執行について担当部局へ質問をいたしたところ、所有者が判明している状況では代執行は行わないとの回答を得ましたので、引き続き要望を続けていきたいと考えております。

最後に3点目の解決策が見出せないかということについて、またお答えをいたしますが、場所が長崎県の港湾施設となりますので、引き続き県北振興局へ町民の声を伝えていき、廃船撤去に向け、町も粘り強く陳情などをしてまいりたいと考えているところでございます。登壇しての回答を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうしたら、最初の消火用の防火水利の確保ということで質問をしてまいりたいと思います。

準用河川、普通河川、いろいろな面で障害があると思いますけれども、2級河川は彼杵川が、千綿川もありますけれど、そういった所には設置が可能なのか、あと支川とか何とかありますけれど、どここの範囲まで設置が可能なのかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

2級河川につきましては県の所管でございますので、県北振興局が一番気にされるのは、この通水断面というか、断面の流す水の高さが変わったらよくないものですから、この辺は長崎県と協議をさせていただきたいと思っております。

町が単独でできますのは、先ほど言いました準用河川、それから普通河川でございますが、その辺も、まずは取水をする時に団員も川まで下りなければポンプで上げられませんので、下りる箇所も設置をしなければいけません。

その辺のところを見ながら、あと防火水槽へのこの距離とかですね、その辺を見ながらちょっと

土砂を撤去して、そこにずっと、災害の時はまた土砂が溜まりますけれども、そういう形で、常時水があれば、ちょっと深いところを取って、溜めていきたいなと私は考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

ちょっと私もはっきりしないんですけど、準用河川と普通河川とありますよね。その違いがわからなかったらお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

準用河川は、町の条例に載せている河川が準用河川と申します。それ以外の、2 級河川以外のものが普通河川というふうにしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

相談を受けたのがですね、私の地元の分団なんですけれども、今、小音琴川、大音琴川、口木田川と 3 本ありますけれども、大音琴川は整備する時も、よく前は使って使用していたんですけれども、ここ近年の大雨でなかなか整備する時の水利も確保できない状態になっている所が、小音琴川も大音琴川もそうですけれども、あるんですよね。口木田川は、案外小さな川にしてはある程度水量も確保できるような感じでありますけれども、とりあえず、水利が確保できないところをなるべくなら優先して、そういった設置が、水利が確保できないものなのか。

先ほどからも町長はやりたいと答弁をされましたけれども、本当にいろいろあった時に、すぐにも必要な水利と思いますので、そこら辺のことは検討をお願いしたいと思っております。もう一度お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この西部 3 地区で、小音琴・大音琴は準用河川で、口木田川だけ普通河川になっておりまして、だからそういうのを含めて、状況、まずは河川をいろいろさわる時には、通水断面というのがございまして、最高位も容量決まっております、そこを障害を起こすような作り方ができないで。あまりにもそこを掘削して、今度、護岸の基礎が駄目になったら良くないものですから。

しかしながら、今まで水路でというか、溜まったようなところの箇所は、たぶん川で削られてきてよかったのかなと思いますので、その辺をどういう構造にしていくのかですね。

先ほど言いました降り口、彼杵川につきましては、ちょっと私は疑問に思うところもありまして、浸水地域はちょっと根固めみたいに上げたところもございますよね。あれで水が流れる時はちょっと増える可能性もあるんじゃないかなと県にお尋ねしたら、そこも考慮して堤体の高さを今していると。だから、それでも溢れるならパラペットというか、堤防をしながらですね、ここの役場の横もそうでございますけれども、そういう形で進めていきたいと思っておりますので。

できるだけ私も、この前、夏季訓練の時に8分団におじゃまをいたしましたけれど、その時分団長さんもおっしゃいましたので、40tの防火水槽だけでは足りない、もしもの時はですね。一気になくなりますから。その辺を考慮しながら、今後、随時検討させて、これはもう実行に移していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

先ほどから町長も通水断面が壊れるようなことでは駄目だということでおっしゃっていましたが、話をされましたパラペットというのは、私が考えているのは、ただ掘るだけではなくて、堰堤みたいな形でコンクリートを打っていただいて、そこに水が溜まるような感じで、もしできたら階段とか何とかもいろいろ問題もあると思っておりますけれども、あまり高いところに作っても、いろいろ支障も出てくる場合もありますので。なるべくなら、下りていくのに最低限の高さというのが、たぶん消防団員と話をしなくちゃいけないところもあるんでしょうけれど、やはり堰堤みたいな形で、なるべく少しでも土砂が、大雨が来た時に流れにくいような、土砂が詰まってしまうような感じではなくて、何回か使えるような感じで、もしできるようであれば、そういうふうな感じでお願いをしたいと思っておりますけれども。

西部地区の川だけじゃなくて他の、彼杵川の支川とか千綿川の支川とかいろいろありますけれども、そこら辺もちょっと考えながらやっていただけたらなと思っております。そういった感じでできるのかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、頭首工みたいに構造物を置くのはあまり思わしくないということで建設課とも協議をしていますので、その辺はどういう構造にするか、砂防みたいなところもありますけれども、それはもう構造としてそういう目的がございますからですね。

ただ、それを含めて、例えば、コンクリートを側溝だけでもするとかですよ、そういうのを含めながらちょっと検討させていただきたいということで考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

川内川に、議長もおられますのでわかっておられると思うんですけど、何と言いますか、川内川には、何と言ったら良いんですかね、ゴムみたいな感じで、ちょっと何て言ったら良いかちょっと私もよくわかりませんが、何かそういった設備と言いますか、何か水溜りが、水が溜まって

いる所があるんですよね。あれはなかなか埋まらないでずっともう何年か前から私も見ていますけれど、あれば良いなと思って見ていますけれども。可動堰じゃない、たぶんあれはそのまま、可動堰ですかね。あれば良いなと思って見ているんですけど。どうなんですか、ああいった作り方というのは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、里にもありますけれど、可動堰あります。水を通常溜めている所が。やすらぎの里に行く時もございますですね。

そういうのもありますけれど、私は、どちらかと言えば河川プールみたいな形で泳げることもできるような形の作り方が良いんじゃないかなと。

可動堰も里にも川内にもありますけれど、それは水を溜めて田んぼに取水するときも、そういうことで利用されておりますので、それも含めながら、まず工事費とか、そういう効果的なものができるかですね、これ全て含めて、今後、工事に入る時に検討させて、地元の皆さんのご意見もお聴きしながら進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

ちょっとお尋ねですけど、可動堰の堰堤、何と言いますかね、あれは手で倒すものなのか、あるいは降水量によってか、水量の強さによって自動的に倒れるものなのか。どっちなんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

あれはですね、動力、里は動力でこの前予算をいただきまして、ポンプ質というか、そういう動力で開けたり閉めたりするような形でございますので、油圧で作用、自分で手回しもできるんだろうと思うんですけども。そういう大々的なものじゃなくて、私が考えておりますのは、先ほど言いました河川プールみたいな形ですね、飛び石でも行ければ。そういう形でできないかなと考えております。

あれもかなりお金が掛かって、維持費が今度また掛かるんですよ。あれは水田の専用に使っていたもんですからですね。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、次に防犯カメラの設置ということで、これも私の知り合いから聞いたんですけど、西海市の方に仕事に行って、仲間からこういった話があるよと、こういった事案があったよということでちょっとお話を聞きまして、担当課から、一応町内の公共施設に設置している防犯カメラということで資料をいただきました。

これも一番古いやつで令和 2 年度に初めて設置をされているんですよね。この設置年度からいき

ますと、令和2年度が教育センターの屋外1、保健センターを屋内2、それと、あとはもう3年度、4年度ですね。案外新しく設置された、その前からそういった要望とか、地元、地元と言いますか、その関係者から上がってこなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、他所から挙がってきたことは私はないんですけど、町も色んな所に防犯をしております。警察も防犯協会の時に町村会とかも一緒に協議をさせていただきますけれど、今、家に付けておられるのは個人で付けておられますけれど、今度町が例えばリースをする場合は、これ大阪府の枚方市でございまして、契約リース料が5年、1台当たり19万円から40万円かかるそうですね、リースでも。

ですから、私はこれをするよりも、道路は、千綿は特にそうですね、街灯も無い所でございまして。最近ではですね、警察と協議をした時に、ドライブレコーダー、車の。あれを、もし事件が起きた時に、そういう通行体の時のそこの国道の下を通過したときに、時間もわかるそうですね、その近いところに。例えば、ひき逃げとかそういうのがあった時に。防犯もそうですね。

そういう形で、それも利用しながらしますということでお話もあっておりますので、今後、もしもどうしてもという時には、民間で付けておられますので、今後はそういう形で民間のその補助の方がならざるを得ないかなと。個人個人、空き巣とか何とかされるのはですね。そういう形。

それと、これ防犯カメラだけじゃございませんで自動的に電気がつくような、夜とか暗い所も。通っただけで電気がつくその反応式もございまして。その辺も検討、研究をさせていただきながら、空き巣に対しても、事件事故を防ぐためにもお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、全国的に空き巣だけじゃなくて窃盗とか強盗とか、いろいろ今もう頻繁にテレビを賑わしておりますけれども。

東彼杵町は特に面積が広く、先ほど町長も言われましたけれどもランニングコストもかかり、プライバシーの問題もあるということで話をされておりました。5年で19万円から40万円という大きな開きがありますけれど、もし、もしできたとして、電柱とか、NTTとか九電とかの電柱に設置をした場合に、町で、もし町で購入して設置された場合は、管理費と言いますか、どれくらい費用が要るものなのか、もしわかられたら暫定的で結構ですので、アバウトで結構ですので。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

電柱、NTTもそうですね、その辺が防犯を付けるのが可能かどうかですね、まずその辺がございまして。例えば、そういうものを付けた時には、今度借用料もございまして。

実はですね、試算が出ておりますのは、今度兵庫県西宮市でございまして、法定耐用年数の

6年で300台カメラを付けたとしますと、1台当たりのライフサイクルコストが79万7000円ぐらい掛かっております、1台当たりですね、6年間で。

だから、そういうことになりますと、なかなかずっと続けていかなければいけない、また機械が古くなれば交換しなければいけないので、非常に面積が広いうちの町としては厳しい状況なのかなと考えているところでございますので、もうそれよりも個人の方の要望があれば、そっちの方に助成を振り向けた方が安いんじゃないかなと考えております。そういう形でいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

今の兵庫県のやつですかね。6年で300台。300台設置されているんですかね、今現在が。そうしたら、6年で1台79万円、大方80万円ですよ。2億4000万円、6年間。6年間で2億4000万円掛かっているというわけですよ。とうてい、東彼杵町ではちょっと無理なのかなと思いますけれども。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、大きな都市でお金も財政も豊かなんでしょうけれど、うちが今住宅に付けましたのが、1台当たり19万3000円だそうです。今住宅に付けている防犯カメラがですね。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

住宅に付けているのが19万3000円、これは値段ですかね、年間の管理費ですかね。1台。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは購入費です。購入費19万3000円です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうしたら、それにプラス管理費が掛かってくるわけですよ。

今、町内の公共施設に設置している防犯カメラが全部で57台ありますけれども、大体、そうしたら、この防犯カメラだけで年間どれぐらい管理費が掛かっているんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

防犯カメラについては、初期、イニシャルコストは購入費が掛かりますけれど、それ以降の運用経費については電気代程度ということで、保守も入っておりませんのでずっと取りっぱなしで、使う時に確認ができるというようなスタイルで管理をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら 57 台あって、そのうちに何かあってビデオを確認したということはあるか、どこかの施設で。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

住宅はゴミの問題とか、いろいろ車を傷つけられたとか、そういうのがございまして、どうしても設置せざるを得ないと。そして、カメラが映れば確定的でございますので、そういうことでちょっと協議をさせていただいたこともあります。警察官も時々住宅で問題があった時に駆けつけていただきますけれど、やはり現証拠が一番確定的になりますので、自分はしていないとかしているとか、ゴミも違う曜日に捨てたとか違う種類を入れたとかというのを、いろいろ問題が住宅の中でございましたもんですから。そういうのを防ぐためにも、こういう設置をさせていただいたというところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、確認をして何か悪いことと言ったらちょっと言葉が悪いんですけど、そういう方には一応注意とか、そういうことは何件あったかわかりませんが、全部の方にそれは実施されているんですよね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それはですね、役場担当が行って、カメラに撮ったものを印刷して、もう間違いなくあなたがこうされていますから、以後注意をしてくださいよということも回っております、その事件があった時にはですね。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

やはり町民からこういった要望が出るということは、やはり何らかの形で必要かなと。ドライブレコーダーもありますけれども、個人宅につけておられるところもあると思いますけれども。やはり要望は要望として、どんな形と言うか、そういったことが確認できるような体制がもしとられた

ら良いかなと私は思っておりますけれども、なかなか厳しいかなと思っております。以後、検討課題としてできないものかなと思っております。

最後の3番ですね、彼杵新港に放置している7隻の廃船についてということで、これも私が議員になった時の12月に質問をいたしました。その時は登壇して質問しましたがけれども、その時はちょっとわからないということでお聞きをしました。

それと、前町長は検討しますということで話をされておりましたけれども、先ほどの町長の答弁では、いろいろ県北に行ったり、話をしながら進めてもらえているようですけれども。この前8月27日の日曜日の長崎新聞に、放置艇ということで22年度が5万6000隻、全国ですね。これ、全然一概にこの彼杵新港の廃船とはちょっと関係ないところもあると思いますけれども、22年度に約5万6000隻あったと書いております。18年度に比べて1万4000隻減ったようですけれども、本県は、長崎県は567隻減って2548隻だったと書いてあります。

昨日ちょっと携帯で調べてみましたら、ちょっと違うんですね。ちょっと読みますね。

都道府県の中で長崎県は、漁港の数と海岸線の長さは全国2位で、昨年末の時点、これはちょっと携帯の文言ですので何年かわかりませんが、放置された廃船は、一昨年末時点で県内の51漁港で363隻となっているんですね。新聞によれば2548隻と、相当な開きがありますけれども、どっちがちょっと本物かわかりません。

それで、県の漁港漁業課によると、放置されている種類は、漁船やプレジャーボートが大半で、処分費は原則所有者負担になっているが、363隻のうち218席は所有者が不明ということと書いてあります。

そして、漁業、プレジャーボートでされている方が引退した漁業者は、処分費を払えない人が多いということで、たぶん放置船になっているんじゃないかなと思う気がします。

そして、放置船が、パーツ等を転売するブローカーが、エンジンなど高額で換金できる部品を取り出して、そのまま放置するケースもあると言われていました。

野母崎町では、一昨年放置された廃船2隻が沈没して油が流出して、県が引き上げ、その費用が470万円掛かったそうです。それをまだ回収できていないということで、これも撤去のお願いを地道に進めるしかない担当者は話していると書いてありました。

彼杵の廃船もあそこに放置してある7隻、あれたぶんエンジンが積んでいないんですね。ただ、まだ港で水に浮かんでいる時にたぶんエンジンを取り外して、どこかに持っていつているんじゃないかなと。他所の国に売っているんじゃないかなと感じはいたしますけれども。

それから上がって7隻、ずっとあのままなんですね。もう見た目もちょっとかっこ悪いし、この前の、27年にも話もしましたが、あそこで火花があっておりますけれども、もし何かあった時に、ひょっとしたら周りの草も刈っていない状況で草ぼうぼうの荒廃している所もあるので、そういったところも、心配なところもあるんですけれども、なかなか、部長としても、手ぐすね引いて待つとくじゃないですけれども、たぶん、所有者はわかっていると思うんですね。それをやはりどうにかして処分してもらわないと、町民の方も困ると思うし、町外県外からあそこら辺を通った人も、たぶんあんまり良い気持ちはしないと思うんですね、ああいった所に放置してあるということ。完全に見て、放置してあるとわかりますもんね、あれはね。

検討している検討しているでは先に進みませんので、町としても何らかの形を、手立てをして欲

しいなと思っております。今の町長のお考えをお聞きします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はこの前、議長と一緒に公安課長とお会いしてお話をさせていただいたんですけど、FRPでできているものですから、かなり処分費もかかるということで、たぶん県も即動けないのかなとは思っております。なんとしてもこの、町の土地所有が全くおよびませんので、県ですから、粘り強く、本当に県にお願いをせざるを得ません。

うちの港だけじゃなくて、他にもあるそうでございますので、今後、所有者がわかっているところだったら代執行が行われないうことでございますが、なかなか県も決め手がないような状況でございました。

公安課長も、議長と一緒にいった時も、どうもそういう状況で進めるところができないような状況でございますけれども。これはもう、国にも今度は県ができないならですよ、何か法律か何かあれば撤収して、解体して、その処分費というか、そういうのが何らかの形で付くような形になれば県も動くんじゃないかなと思っておりますので。今後、県にまたお願いをしながら、何らかの方法で、もうだいぶんになりますからですね、こういう要望が町民の皆さんからあっているということは是非伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

そうですね、今、町長が言われたようにFRPでできていますので、先ほど言いましたけれど、野母崎で引き上げ費用が2隻で470万円掛かっているんですよ、簡単にできるような数字ではないと思うんですよ。

インターネットの中にも、今長崎県内ですけども、鉄の船を放置してあって、それがですね、逆にインスタ映えするといっても錆びた船がですね、陸に上がっているんですよ。ちょうど海岸のすぐそばに。それがインスタ映えするといっても観光客じゃないですけど、写真を撮りに来る方が増えていると、困ったもんだと書いてありました。それで喜んで放置するわけではないですけども。

やはり、東彼杵町の彼杵新港のやつはFRPで、本当に見た目も良くないので、どうにかして欲しいなと。町長もいろいろお願いしていると言っておられますけれども、なかなか言っても早急にはできないと思いますけれど、少しでもいいですからね、県にまたお願いをされながらやっていければなと思っております。以上で終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

答弁はいりませんね。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

口木議員も本当おっしゃるように、何でもできないできないではやはり良くなくて、できる方法を何らか模索をするということで、私はまた再度、県北にも行きますけれど、本庁にも行ったり、

あと県議の初手県議員にもお願いして、そういう県の対応ですね。もうどうにもならないと、町としては。県有地でございますけれども、やはり東彼杵町内にあるわけでございますので、ちょっと厳しく私もお願いに行きたいということでありますので、今後とも本当に引き続き何らかの方法を見つける。やはり、できないできないではいつまであってもできませんから、できる方法で何とかですね、そういう法律を考えながらしていただくということで、随時、毎回、私は行ってみたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

はい、期待をしながら、質問を終わりたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

これで 7 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

次に、2 番議員、児玉隆行君の質問を許します。2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

皆さま、こんにちは。

東彼杵町総合計画について質問いたします。

本町には防災の推進を図り、防災の万全を期すことを目的とした地域防災計画や教育・保育・子育てを支援する子ども・子育て支援事業計画、この他にも福祉や農業など、町民の生活に関わる数多くの計画があります。

それらの計画の中で最も上位に位置し、マスト、柱となるものが東彼杵町総合計画であります。

現在の第 5 次総合計画はホームページにも掲載されていますが、目指すべき将来像として、小さくても誇りを持って輝くまちを作っていくとされており、町の現状や課題、取り組むべき施策や目標が示され、この計画に沿った調整、運営に努めていただいています。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

10 年後の町が目指す将来像を描き、長期的なまちづくりの指針として定め、それを実現するための「せめる・まもる・つなぐ」と言った 3 つの理念や基本方針が策定されています。

計画期間は、平成 26 年から令和 5 年度までの 10 年間で策定されており、今年度が最終年度となっていることから、次期総合計画の策定に取り組んでいるとお聞きしています。

町の進むべき方向を示す次期計画の策定にあたっては、これまで実施してきた事業の評価を正しく行い、時代の変化やニーズに合わせて策定していくことが重要であると考えことから質問させていただきます。

(1) 51 の基本方針と具体的な施策が示されていますが、推進というワードが多く使われています。この場合の推進とは、事業をおし進め、目的を達成するように努めることであると考えますが、この 10 年間で目的が達成できたのか。または、達成見込みなのか。施策の成果をお尋ねします。

(2) 期間中は、事業の達成度や時代の変化を確認するため定期的な見直しを行うとされていますが、10 年間の中で大きな方針の変更や施策の変更があったのかお尋ねします。

(3) 本町最大の課題である人口減少や少子高齢化に関わる将来人口について、令和 5 年の目標人口を 7,760 人とされていました。この目標は、国の機関である人口問題研究所の予測、私が計算し

たところによれば 7,322 人になるんですが、正確な数値は出ていませんがこの程度になるかと思います。より高い数値の目標を設定されていましたが、令和 5 年 4 月で 7,513 人と下回り、目標達成には至りませんでした。

しかしながら、人口問題研究所の予測より高い結果となったことは、町が取り組んできた大きな成果であると考えます。どのような施策や取り組みが効果的であったのかお考えをお尋ねします。

続きまして、2 道路行政について質問します。

本町は長崎市から諫早市、大村市を経由し、佐賀県鳥栖市を結ぶ一般国道 34 号や、佐世保市へ向かう一般国道 205 号、高速道路東そのぎインターチェンジなど、長崎県の経済活動を支える交通の要衝となっております。

特に江頭交差点は 1 日に何万台もの車両が通行し、日常的な渋滞が課題の 1 つとなっています。この他にも、町内には、国道、県道、町が管理する町道、大村湾を眼下に望む広域農道など、数多くの道路があります。

これらの道路は、人や車が通行するだけでなく、水道や電気などと同様に生活に欠かせない、町と人を繋ぐライフラインの 1 つであることを踏まえて質問させていただきます。

(1) 町内の国道、県道及び町道について、路線数及び延長をお尋ねします。

(2) 町道において、計画的に道路改良工事を実施している路線数及び延長をお尋ねします。

(3) 自治会からの地区要望や PTA 要望等の小規模な補修や修繕等について、要望に対する実施率をお尋ねします。

(4) 大まかなルート案が選定された高規格道路東彼杵道路について、今後、事業化に向けて手続きが進んでいくと思われますが、事業着手は令和何年頃と考えているのかお尋ねします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、児玉議員の質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の施策の成果についてお答えをいたします。

第 5 次総合計画における各基本方針が目指している目的とは、前段に設定している基本構想であります。

基本構想では、将来像として小さくても誇りを持って輝くまち、3 つの基本理念として、10 年後も魅力をつくり育てるまち、10 年後も快適な日々を守るまち、10 年後も思いが繋がるまちへを設定することで、人口減少社会におきまして、今のままを維持していくということを掲げております。これが各施策の最終的な目的目標であると考えております。

これらの目標が達成できたのかといった点についてでございますが、視点の 1 つは、議員ご指摘のとおり、人口減の抑制が掲げられると考えております。

当時の社人研推計によると、2025 年の推計人口は 7,088 人。これに対し、総合計画の目標人口 2023 年で 7,760 人と設定をいたしておりましたが、2023 年 7 月 1 日の現在の人口は 7,444 人。これは県発表の推計人口となっております。

目標値を割り込む数値とはなっておりますが、当時の社人研推計及び最新の社人研推計 7,154 人、

2025 年と比較しても多く、予想よりも緩やかな人口減であったことを示しています。

人口動態における社会増減で見れば、平成 30 年、マイナス 67 人であったのに対し、年々減少幅が減少して、令和 4 年では 4 人とプラスに転じているところでございます。

これらの結果からの目標に対する効果が一定あったと考えているところでございます。また、別の視点として、町民も一体となったまちづくりの成果があります。

この点においては、策定時に実施した町民参画のワークショップをきっかけに、町民によるまちづくり活動が始まり、間接的ではありますが、現在の東彼杵町ひと・こと・もの公社の活躍などに繋がっています。

ひと・こと・もの公社の取り組みは、千綿地区を中心に賑わいを創出、第 11 回地域再生大賞や令和 4 年度地域づくり表彰など、全国的にも評価をされています。

このような町民を主体とした民間での取り組みも、東彼杵町の新たな価値を創造し、関係人口、交流人口の創出に寄与しているものと考えております。

さらに、農業分野におきましては、特産品であるそのぎ茶のブランディングに力を入れ、全国茶品評会において連続 4 回通算 5 回の日本一を獲得。日本茶アワードでも最高賞を 4 回獲得し、県内のみならず全国的にそのぎ茶の認知拡大ができました。

各基本方針の個別施策に関しましては、実施できないものや不十分であるものもありますが、令和 5 年 10 月に実施をいたしました町民アンケート、これは 18 歳以上無作為、2,000 件対象で、回答が 1,036 件ありました。東彼杵町に愛着を感じている割合が 71.9%、小中学アンケートでは 240 件の回答での同様の質問は 90%となっており、多くの町民が愛着を持って東彼杵町に住んでいることが示されており、各施策の成果であると考えております。

次に、2 点目の 10 年間の中で大きな方針の変更や施策の変更があったのかというご質問にお答えをいたします。

大きな方針の変更はしていませんが、前期基本計画平成 26 年度から、平成 30 年度から後期基本計画、令和元年度から令和 5 年度への切り替えのタイミングで、前期基本計画における各種施策の評価検証を実施し、後期基本計画策定においては、検証結果及び新たな視点であるソサエティ 5.0 の実現に向けた技術の活用や、SDGs を原動力とした地方創生等を取り入れ、必要な施策の変更等を実施をいたしております。

次に、3 点目でございます。どのような施策や取り組みが効果的だったかということについてお答えをいたします。

本町が、移住関連施策を開始してから令和 4 年度までの 12 年間で、同施策を活用し移住された方は 181 世帯 481 人。年間平均 15 世帯 40 人となっています。そのうち空き家バンクと持ち家奨励金の活用が全体の 8 割を占めており、非常に効果的であると考えています。

次に、道路行政でございますが、まず 1 点目の国道県道及び町道の路線数及び延長についてお答えをいたします。

国道は 2 路線、国土交通省佐世保国道維持出張所管理で、延長は 1 万 9,213m となっています。これは先ほど児玉議員がおっしゃったように、一般国道 34 号、一般国道 205 号でございます。

次に、県道は 3 路線でございます。延長は 1 万 1,564m です。これは主要地方道大村嬉野線、一ツ石郷を通過して遠目郷、7,486m です。

一般県道彼杵停車場線、これは国道 205 号から彼杵駅前でございます、152m。一般県道千綿溪線が、国道 34 号八反田交差点から林道龍頭泉線の抱岩橋までが 3,926m です。

次に、町道は 237 路線ございます。延長は 225.9km となっています。そのうち、1 級町道が 7 路線、3 万 4,334m。2 級町道が 16 路線、3 万 7,734m。その他町道が 214 路線でございまして、15 万 3,825m となっているところでございます。

2 点目の町道の改良工事を実施中の路線数及び延長についてお答えをいたします。

路線数は 4 路線で、延長は 2,504m でございます。これは深澤道路改良事業 1 期地区が 1,000m、大原高原線改良事業が 380m、中尾本線改良事業が 460m、木場本線改良事業が 664m となっているところでございます。

次に、3 点目の要望に対する実施率についてお答えをいたします。

町が実施する本年度工事、道路、河川、漁港について回答いたします。今後発注する工事箇所も含んだ実施率となります。建設関連要望や原材料支給事業等の地元申請による施工などはカウントしておりませんので、よろしくお願いいたします。

地区からの町単要望ヒアリング及び東彼杵町 PTA 連合会からの通学路危険箇所を合わせて、要望箇所数 111 か所。本年度実施箇所数 47 か所、実施率 42.3% を予定をいたしております。

4 点目の東彼杵道路についてお答えをいたします。

令和 4 年 12 月に九州地方小委員会にて海岸ルート整備案をもって計画段階評価を終え、令和 5 年 1 月から環境影響評価の手続きに着手され、事業化に向けた準備が着々と進められている現状ですが、環境影響評価書の作成まで、各種調査が必要となり、一般的に複数年用されていることから、事業着手についても、何年ごろという明確にお答えできませんが、複数年経過はすると思われております。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

それでは、1 番の東彼杵総合計画（1）についてお尋ねします。

回答として全体的にお話があったんですけど、町長は、この総合計画第 5 次ですけども、こちらに施策が何施策あるのかご存じでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

どの施策かちょっとわからないんですけど、総数は 51 ぐらいはあると思うんです。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

51 というのが、基本方針が 51 あって、その下にあるのが施策だと思うんですよね。ここに全て書いてあると思うんですけど、私がカウントしたら 192 ほど、ダブリはたぶんなかったと思うので、私がカウントしたら 192 なんですよ。

で、本来この施策は、たまたま開いたところをいけば、シーサイド公園の利用、有効利用の促進

とか、そういうことが施策ということで挙げられておりまして、それについては、本来、何々を推進しますとか、何々ですよというのであれば、これは10年間の計画になりますので、少なくともですね、上期下期があるので、少なくとも5年間、作った段階で5年間でいくつぐらいやるのかというのが本来数字が必要で、それが達成できたかできないのかというのが施策の評価になるのではないかなと思うんですが。

例えばですね、10年であれば、10年で10件であれば、1年に1件ずつクリアしていかないと、本来の目標、立てたときの目標達成ができないということになるのではないかなと思うんですが。当然、その1年間1件をクリアするのについて、これだけの予算が掛かりますということになるかなと思うんですが、それを我々議会の方にもお示ししていただいて予算を通すか通さないか、それが妥当か妥当でないのかというのを審査すると考えるんですが、具体的な数字が施策に入るのではないかなと思うんですが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど私が51と言いましたのは、51の中に今まで5年間で40ができていますよ。だから78.4%ぐらい達成できたかなと私の考えでしたけれども、192の中でどのくらいなのかというのがまだよくできていませんけれど、相対的に予算をですね、全体的に上げることは未だちょっとしていません。個々に項目ごとに上げて予算を審議していただいているところでございます。

先ほどおっしゃったシーサイド公園も、元々県の施設でございましたけれど、遊具が潮風で錆びたりしていたものですから、遊ぶところがない。里の公園もそうですけれど、そういうのを含めながら今度、今ようやく完成をいたしましたけれど、子どもたちのロッククライミングとかですね。そして河川公園やすらぎの里はインクルーシブで健常者の方も障害者の方も遊べる。

そういう形で進めてはいるんですが、全体的に予算を皆さんにお示しするということは、今していないところです。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

先ほどの繰り返しになるんですが、少なくとも5年間の具体的な数字があって、この数字をですね、予算だけには限らずひとつずつ実績であったり、評価というのを、前年分の評価を翌年出して、それでよかったのかというのを微調整しながら、10年、これ素晴らしく、素晴らしい前向きな良いことがたくさん書いてあります。ただ、具体的なことが、当然この下には下りてくると、それをクリアすることで、最終的にこの目標が達成できるということになると思うので、施策の全てとは言わないんですが、施策の実績とか評価を翌年度公表して、町としてはこの目標にしていたけれど、それを大きく上回ったのか、下回ったのかというのを公表するという。公表して、町民と一緒にやっていくということですので、当然町民の方にも情報を流すと、我々議会にもそうですけれど、出していただいて公表するということを検討していただけないでしょうか、町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、やはり評価を皆さん方にさせていただければいけませんので、それは児玉議員おっしゃったように当然皆さんに公開して、こういう状況だ、達成度がこうだというのはしなくちゃいけないと思っております。

毎年、職員でまず評価を出してしておりますので、A ランクからずっとですね。ランク付けしておりますので、今後は、今おっしゃった、議員がおっしゃったような形で、是非そういう形で進めはしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

わかりました。1 番については公表の仕方も含めて検討していただきたいと思います。

次、(2) 10 年間で大きな変更はなかったとおっしゃったんですけれども、ただ 1 番に戻ると、実施できなかったものがあつたりしています。という回答を言われたと思うんですけれど、実施できていないのであれば、当然変更なり修正がたぶん入ったと思うんですよね。

先ほどの公表すると同じ考えなんですけれど、過去を見ながら将来も見えていかないといけないので、たぶん変更は本来あったのではないかなと思いますので、次期の計画についてはですね、1 年 1 年、じっくり見ていただきたいと、修正があれば修正いただきたいと思うということで (3) に入らせてもらってよろしいでしょうかね。

(3) の目標人口なんですけれど、ちょっと数字は、元々が平成 22 年の国勢調査で立てられた数字なので、その後 5 年ごとの国勢調査で数字も変更してきているんですけれど、作った段階での話で今回質問しているんですけれど。

努力をされて、町が一生懸命やられて、その成果が出て、国であつたり国の推計値より高い結果が出たということで、次の総合計画も大いに期待しているんですけれど。よく使われることがですね、皆さん、行政の方ご存知なんでしょうけれど、地方自治法の中の第 2 条、よくこれは聞かれると思うんですけれども、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。これは皆さんご存知だと思うんですけれど、これよく言われていることで、予算がないんですよ。予算がないという言葉はよく聞きますけれど、予算がなくても最少の経費で最大の効果を上げる。これが行政の使命ですので、なんとか頑張ってくださいたいと。

効果があつた取り組み等で移住についてということでご回答いただいたと思うんですけれど、ただ、新しい最新のデータではもうあと 20 年したら 5,000 人を下回るという結果が出ているんですけれど、岡田町長はこの急激な人口減少に対して、今後どのように対応していくとお考えなのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はこの人口の減少につきまして、大学の教授の方がおっしゃっていたのは、1,000 人に 1 組、若い人。だから、今東彼杵町 7,000 人台ですので、7 人、毎年もし 7 組転入できたら人口の減少は

最初はしますけれど、その後、同じ線を保てるんだそうです。これは子どもさん、孫さんとか計算の方法でしょうけれども、そういう形で。

うちは今、出生率者数が年間約 30 名でございますので、当然この自然増は望めません。今後を保つためにやはり、東彼杵町の優位性というか、アクセスの良さを生かしながらこっちに移住をしてもらう。セカンドライフでも結構です。そういう方策を今打ち出すために、ここから大村とか、諫早長崎佐世保に通ってもらう方に通勤応援補助で月 8000 円。それと、今度高校も大学もございませんから、通学の定期券の半額補助とかそういうのを今打ち出しておりまして、特にうちの町は本当にアクセスが良いんですね、県庁も 45 分、福岡も 1 時間 30 分で行けますもんですから、そういう利便性を生かしながらこっちに集客するというか、誘致をする。

これはですね、本当に今、都会の方がお見えになった時に非常にこの大村湾の景色が良いと。だから、広域農道から上の方の家が空いていないかというようなお話もございまして、今、空き家バンクは、こちらからお借りしたらすぐうまってしまって、今、余裕がない方状況でございますので。

特に私は売りにしたいのが、東彼杵町の一番は水だと思うんですよ。水はまだ豊富にございますから、その辺を売りにしながら、利便性、あとは店がないとおっしゃるから。私、今度、全協で皆さん方をお願いをする所も、そういう政策も含めて、農地ばかりでございますけれど、その辺も含めてちょっと、最終日にご検討していただくような形で。含めて企業誘致、そういう買い物がしやすい町の方も含めて、それから、移住。今、彼杵のセブンイレブンの後ろに、戸建ての住宅を建てておられますが、ほとんど予約で埋まっております。だからそういうのも含めながらですね。住みやすい町だということはもう皆さん、そういう状況でありますので、そういう政策を打たせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

いろいろな施策であったり、手立てですね、いろいろな手を使って、もうなりふり構わずやっていただきたいと思います。

先ほども言ったように、この第 5 次計画はすごく良くできています。ただ、これがやっぱり柱なんですよね、町の。いろいろ何をやる、これをやる、あれをやると言っている、これと反対することは、反することは当然やらないし、反することであればこっちを修正すると。あくまでもこれはマスト、柱ですので。これは基本的には 10 年、10 年という計画ですけど、20 年先 30 年先の町の将来は、もう次の次期計画にかかっているのではないかと思いますので、良いものができるものと大いに期待して次の道路行政についての質問に入ります。

1 番の（1）の延長については、国道、県道がトータルで 5 本、5 本で 30km、それ以外はほぼ町道ということですので、それはその数値で。どうしても人口に対してよりも面積に対する、面積と並行するもんですから、1 人当たりの距離数は当然多くなって、管理するのもちよっと大変かなとは思いますが、2 番、3 番これはちょっとまとめてなんですけれども、まとめてちょっとなんですけれども、よく予算をお願いするとか、お願いする、改良もそうですし、小規模な草刈りであったり、陰伐りは役場の方でやっていただいているんでしょうけれど、側溝の蓋かけであったりライン引きだったりというのは予算がないからできないと。開口一番ですね。ここお願いできないか

などと言われるんですよというのをよく聞くんですよ。

予算がないというのは、もう当然、町民の皆さんわかっているんですけど、その中でも自分たちで判断して、ここはちょっとしてもらわないといけないじゃないかなという所をされていると思います。通行に支障が出たり、ここは危険だと。

町道というのは道路法の規定に基づく道路になっていますので、道路管理者の特別な権限とか管理する義務というのがあると思うんですけど、予算がないというだけでやらなかった場合に大きな事故であったり過失が及ぶ場合もあるかと思います。

でも一方ですね、予算がないと言われるんですけど、予算がないという回答が一番ではないんじゃないかなと。まずお話があった時に、道路管理者の町としてやるべきかやらないべきかという答えを言ってやれば、がっくりするとか怒りもされないんじゃないかなと。やるべきかどうか、やるのであれば、緊急度が高いのか優先順位が高いのか、そこら辺を説明してやって、予算がないという回答の仕方ではなくて、やるかやらないか。予算があれば全部するのかという話ではないです、ないと思うんですよ。

管理者としてやるべきかやらないべきかを回答してやって、その中で、ここは緊急度があるけど、予算がないというのはまだわかるんですけど、緊急度が高ければ当然補正取る、何なりでやらなければいけないところが出てくるかと思うんですよ。

これについては、今後回答の仕方を、少し予算がないからというのはやはり適正な回答の仕方ではないと思いますので、今後ちょっと工夫してもらった方が良いんじゃないかなと思うんですけども、岡田町長の見解をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに児玉議員がおっしゃるとおり、実は町単の道路行政が、ずっと積み残して地域からの要望が10億以上ございます。

先ほど予算がないということが言われたということも地域の皆さんからお聞きしましたので、課長会議等で総務課長が指示を出して、まずもう予算がないという言葉はやめなさいということで、今、管理職だけ最初はですね、通達をいたしておりますので、今後はそういうことはないと思っております。

町単で地区から挙がってきた所は、まず各地区平等にしなくてはいいませんが、やっているところで、児玉議員おっしゃったように、緊急性、危険性のある所は、率先して建設課の方も予算をつけるように私の方に上がってきていますので、それはもうそういう形で本当に進めなければ。全て予算がないわけじゃないんですよ。緊急性、そして本当にやらなければならない所は予算があつて、もし落札価格でお金が余ったら、またそっちに回せるとか、そういう考え方もしますので、私は職員にもできない理由を先に考えるんじゃなくて、まずできる理由を考えてくださいということは指示をしておりますので、今後そういうことがないようにですね、気をつけて進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

ありがとうございます。

予算がないという言葉が、まず一番最初に出てこない。これは、道路だけではなくて他にも言えることなので、そのように回答していただければ大変皆さんも、町民の皆さんもですね、まず理解してお話がされるのかなと思います。

（4）に入らせていただきます。

（4）高規格道路の東彼杵道路については、町長からの報告もあったように県に要望であったり、国に要望も、これは佐世保市と一緒にになった期成会だと思うんですけど。期成会の方で団体で要望されていると思いますし、我々議会の方もですね、当然一緒になって要望していかなければいけない案件だと思っております。

205 号については命の道路、国立病院にも繋がっていますし、災害時通れないのであれば迂回する道路もないということですので、何とか早期にやっていってもらいたいと思っているんですけど。

この道路がですね、町内でいけば 40 年前、40 年前の長崎自動車道ができた時があるんですけど、これ以来の大型事業なのかなという感じがして、大きな道が入りますので。

ですので、東彼杵道路計画の図面ですね、どうできるのかと。先ほど事業の段階的なものをされていますけれど、具体的に画ができて、インターチェンジがどこにできるのかとか、あと、その接続する道路であったり、町道が分断される、されない。あと排水、これが一番道路造った時に問題になってくるんですけど、排水であったり、排水を持っていく場所が集中してあふれるとか。最大はですね、町内会を分断する場合もあります。

そういう場合もあるので、最終的に国がこうですよという前に、率先して、令和 4 年ぐらいから着手だろう、令和 4 年じゃない複数年かかるというお話だったんですけど、もう毎年でもですね、情報収集するようにして話をしていないと、出来上がってから、いやそれでは困るというので変更は利かないので、役場の方からもですね。これは国がやることですので、なかなか難しい部分もあるかと思うんですけど、要望があれば当然要望して聞いていただける部分もあるので、なんとか情報収集、他所より、他所よりというのはあれですけど、他所は出来上がりを待つけれど、東彼杵町は率先して行って、この道路の取り付けはこうしてもらいたい、ああしてもらいたいというのを早め早めにいくような動きをしていただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょうか、町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにおっしゃるとおり、一番最初の分断というのがもう私は鉄道だと思うんですよ。地区が真ん中を通っても行き来ができなくなる。

そういう形でありますので、私、国に行った時に、湾岸道路でできないんですかとまず言ったんですよ、東京みたいに。そうしたら、橋がものすごく値段がかかるそうですね。切土でいった方が安いもんですから。

だからそういうのを含めて、今後、私だけじゃなくて、他所の町は議会と一緒に陳情とか要望されていますので、そういう形で議員と一緒に、そういう活動もですね、年に何回かできればと考え

ているところでございます。福岡もそうです、そして東京の国交省、そして議員さん。

そういう形で計画をさせていただきますので、1 個 1 個進めていかなければ、いつできるんだ、いつできるんだというよりも、今、児玉議員がおっしゃったようにそういう形で、道路の要望ですね、先に先に先手を打っていくのが一番良いのかなと考えておりますので。

今後、行政と議会と一体となって、大村市も当然されていますけれど、そういう他所の町もされているものですから、陳情活動にご協力いただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

一緒に、行政と議会も一緒になって、1 日でも早く工事着手、完成を目指して進めていっていただきたいと思うんですけども。

繰り返しになるんですけど、久しぶりの大型事業になりますので、当然地元の業者もいるし、元請は当然大手がするんでしょうけれども、本体工事をできなくても、さっき言った取り付け道路であったり、排水であったりというのが出てきます。全て町単というわけにもいかないんでしょうけれども、なんとか国の道路の中でできるものはできる。

そういう調整をしていただいて、地元、地元業者に工事がおりるような形になれば東彼杵町も潤うのかなと思いますので、是非、数年後であれば、もう今年からでも情報を早目に収集するように、そういう動きを担当部署ではしていただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに大型事業でございますので、元々、実は、話変わりますけれど、新幹線が出た土が 10 万 m³ぐらいあって、町にも話があったんですが、それをうちがもう見過ごしてしまった。大村市は公園の方にも一部使う。そういう形で町の差がありますので、私は本当に今議員おっしゃったように、町と町の戦いは職員力だと思うんですよ。だから一人一人が自分事と考えて進めていきますので、そういう形で、今後の経済動向を見ながら、先にそういう進めていければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、2 番議員、児玉隆行君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 31 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 尾上 庄次郎

署名議員 大石 俊郎